

吉野川市
子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
(令和5年4月改訂)

吉野川市

はじめに

本市では、平成 27 年 3 月に平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とする「吉野川市子ども・子育て支援事業計画」（前回計画）を策定し、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してまいりました。



一方、国においては、平成 27 年の子ども・子育て支援新制度の施行後、「待機児童解消加速化プラン」、「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の整備や、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上等が推進されてきました。さらに、令和元年 10 月には幼児教育・保育の無償化がスタートし、子育て支援を取り巻く状況は、日々改善が重ねられています。

このような背景のもと、本市においても前回計画等の実績を踏まえ、また近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、市における子育て支援の具体的総合的な計画として、子ども・子育て支援のニーズを反映した「吉野川市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間を計画期間とし「子どもも親もみんなが笑顔 地域の力で夢紡ぐまち吉野川」を基本理念に掲げ、地域及び社会全体が子どもや子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支え合えるようにするために、計画を推進してまいります。

最後になりますが、この計画の策定にあたり、御尽力いただきました、吉野川市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、子ども・子育てに関するアンケート調査などに御協力いただきました市民の皆様には心からお礼申し上げます。今後とも市民の皆様には、本市の福祉行政の推進に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

吉野川市長 原井 敬

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の対象.....	2
4. 計画の期間.....	2
5. 計画の策定体制.....	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	4
1. 各種統計等からみる現状.....	4
2. 吉野川市の現状.....	10
3. アンケート調査の結果.....	13
4. 団体ヒアリングの結果.....	23
5. 前回計画の進捗状況.....	24
6. 前回計画の振り返りと本計画の方向性.....	34
第3章 計画の方向性.....	35
1. 基本理念.....	35
2. 基本目標.....	36
3. 本計画の体系.....	38
第4章 施策の展開.....	39
1. 基本目標1 子どもへの健やかな成長を育む教育・保育環境の充実.....	39
2. 基本目標2 地域における子育て支援の充実.....	42
3. 基本目標3 母子の健康の保持と増進と切れ目のない支援体制の確立.....	47
4. 基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの確立支援.....	51
5. 基本目標5 特別な支援が必要な児童への支援の充実.....	52
第5章 重点的な取り組み.....	57
1. 教育・保育提供区域の設定.....	57
2. 幼児期の学校教育・保育.....	58
3. 地域子ども・子育て支援事業.....	60
4. 新・放課後子ども総合プラン.....	68
第6章 計画の推進.....	71
1. 計画の推進に向けて.....	71
2. 計画の評価・検証等.....	71
資料編.....	72
1. 吉野川市子ども・子育て会議開催経過.....	72
2. 吉野川市子ども・子育て会議委員名簿.....	73
3. 子ども・子育て会議条例.....	74
4. 用語解説.....	76

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

「吉野川市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）は、今後の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた計画であり、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支え合える環境を整備することを目的に策定するものです。

近年の社会潮流や吉野川市（以下、「本市」という。）の子どもを取り巻く現状、前回計画であるの進捗状況等を踏まえ、今後5年間を見据えた子ども・子育てに関する施策を充実させ、子育てしやすい環境の整備を進めていきます。

現在の社会潮流として、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加等、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けており、結婚や出産・子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、引き続き社会全体で支え合える子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

そうした状況に対して、国では、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下、「新制度」という。）が平成27年4月から施行されました。

新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが必要となっています。また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられています。

女性の就業率が高まる中で、保育の利用希望の増加が見込まれています。国では、平成29年6月に「子育て安心プラン」が発表され、令和2年度までに、全国の待機児童を解消すること、令和4年度までに女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿拡大を進め、担い手とさらなる保育人材の確保のため、処遇改善や新規資格取得者の確保、就労継続、再就職支援等、総合的な対策が進められています。

本計画は、以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定しました。

2. 計画の位置づけ

①法的位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第六十一条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村次世代育成支援行動計画を包含するものとします。

【子ども・子育て支援法(第六十一条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

②他の計画との関連性

本計画は、「第2期吉野川市地域福祉計画」を上位計画とし、「吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「第2期吉野川市教育振興計画」「吉野川市第5期障がい福祉計画」、その他福祉計画、関連計画との整合性を保ちながら、施策を総合的、一体的に推進します。

また、県の「子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図るとともに、平成30年9月に国が発表した「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえた計画とします。

3. 計画の対象

本計画の対象は、妊娠期から乳幼児期を経て青年期に至るまでの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、保育所、認定こども園、学校、市民活動団体、事業者等も対象とします。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行うことがあります。

平成 27年度	...	平成 31年度 (令和元年度)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
子ども・子育て支援事業計画 (前回計画)			子ども・子育て支援事業計画 (本計画)					子ども・子育て支援事業計画 (次回計画)	

5. 計画の策定体制

①子ども・子育て会議

学識経験者・保健・福祉・教育等の関係者及び子育て当事者を含めた市民の代表者により構成し、本市の地域特性を活かした子育て支援を総合的・計画的に推進するため、計画案の審議を行いました。

②子ども・子育て支援に関する調査

○子ども・子育て支援に関するニーズ調査(市民アンケート)

本計画の策定資料として、本市の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

○団体ヒアリング調査

ニーズ調査では把握しきれない「生の声」をお聞きし、教育・保育に関する現状やニーズ等について、きめ細かな意見を把握することを目的に、市内で子育て支援を実施している団体や利用者等へのヒアリング調査を実施しました。

○パブリックコメント

令和2年1月6日から令和2年2月4日にかけて本計画素案の立案に際して、パブリックコメントを実施し、市民の皆さまからのご意見を反映しました。

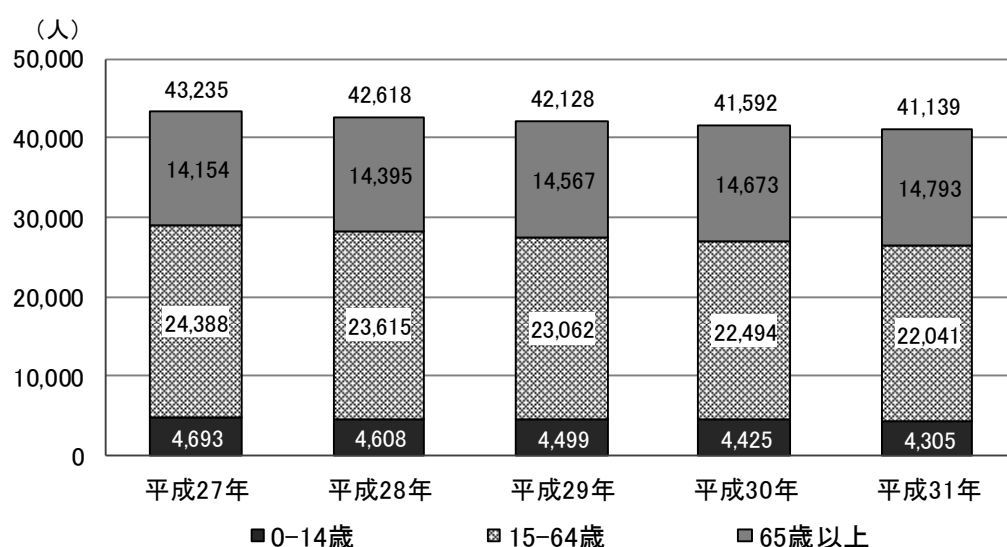
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 各種統計等からみる現状

①人口の推移

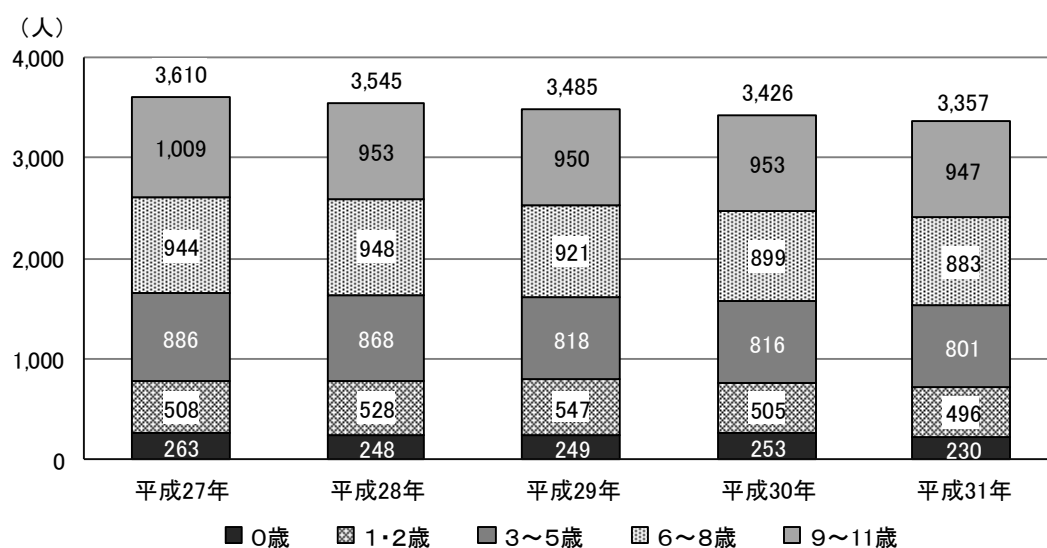
本市の人口は、平成27年から平成31年にかけて減少を続けており、平成31年で41,139人となっています。12歳未満の人口についても、市全体の人口と同様に減少を続け、平成31年で3,357人となっています。

◆本市の年齢3区分の人口推移



資料:住民基本台帳(各年3月末)

◆12歳未満の人口推移



資料:住民基本台帳(各年3月末)

②地区別の12歳未満人口の推移

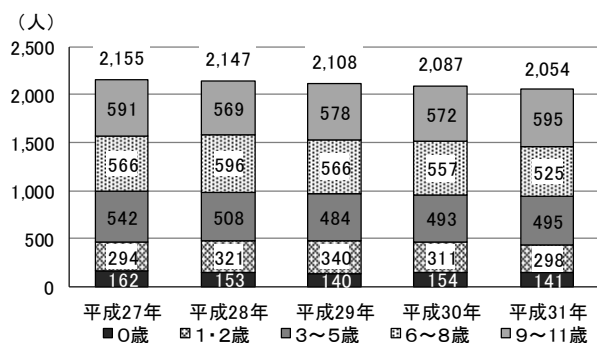
地区別の12歳未満人口の推移をみると、鴨島地区では2,000人台で推移しており、平成27年の2,155人から年々減少し、平成31年での2,054人と101人の減少となっています。

川島地区では平成30年にかけて緩やかな減少傾向がみられましたが、平成31年は平成30年よりも34人多い604人となっています。

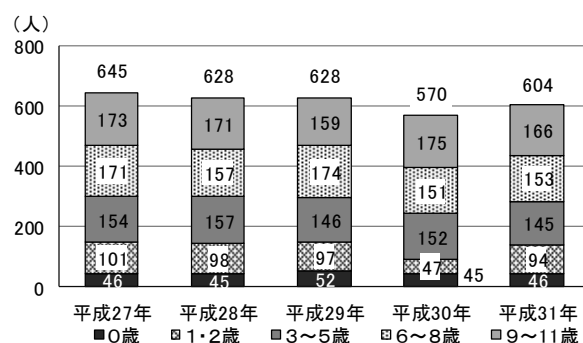
山川地区では平成27年の766人から年々減少し、平成31年で665人と101人の減少となっています。

美郷地区では40人前後で推移しており、平成31年では34人となっています。

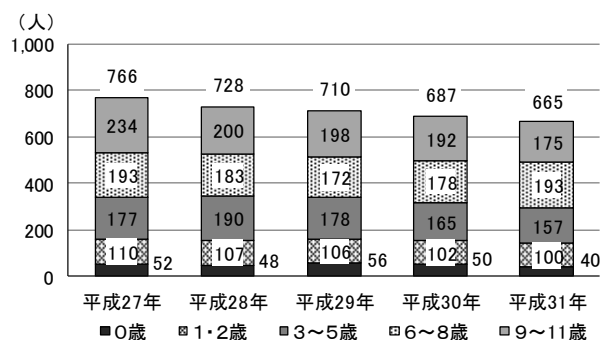
◆鴨島地区



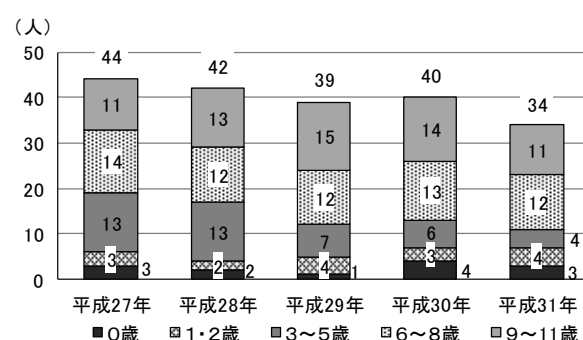
◆川島地区



◆山川地区



◆美郷地区

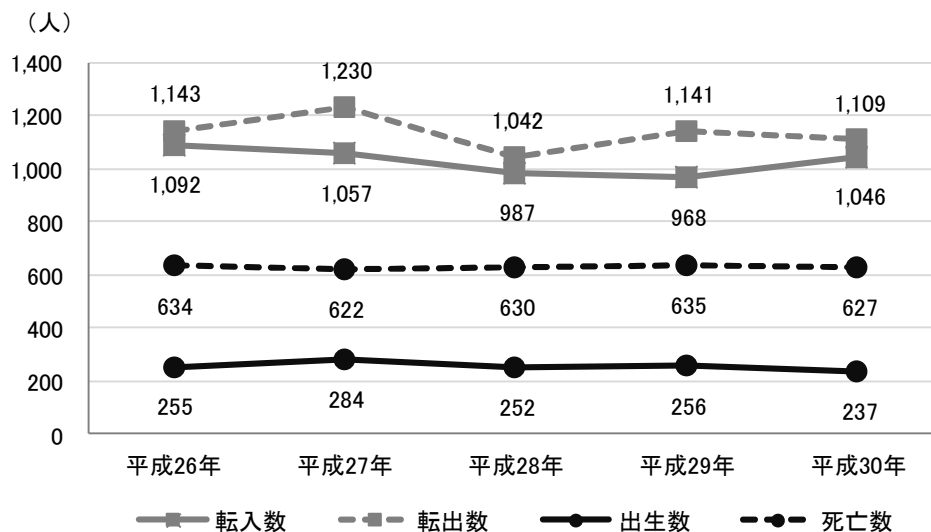


資料:住民基本台帳(各年3月末)

③人口動態の状況

本市の人口動態は、社会動態（転入数・転出数）についてみると、いずれの年も転入数よりも転出数が上回る社会減の状況となっています。自然動態（出生数・死亡数）についても、出生数よりも死亡数が上回る自然減の状況となっています。

◆人口動態の推移



資料: 吉野川市

◆社会増減と自然増減

単位: 人

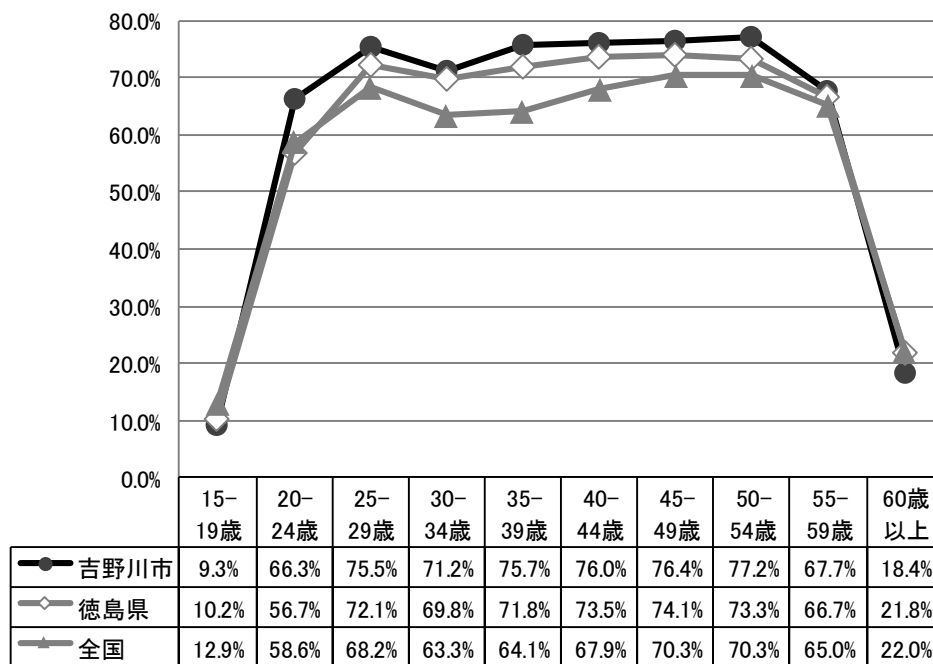
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
社会増減	-51	-173	-55	-173	-63
自然増減	-379	-338	-378	-379	-390
合計	-430	-511	-433	-552	-453

資料: 吉野川市

④女性の就業状況

本市の女性の就業率は、おおむね徳島県や全国よりも高い水準で推移しています。年齢別にみると、「30-34 歳」では 71.2%と、「25-29 歳」「35-39 歳」と比較すると、およそ 4 ポイント減少しています。

◆女性の年齢階級別就業率



資料：国勢調査(平成 27 年)

子育て安心プランにおいて、25-44 歳の女性の就業率 80%に対応した保育の受け皿の確保を目標としていますが、平成 27 年時点の当該女性の就業率は本市では 74.7%と、徳島県や全国を上回る水準となっています。

◆25-44 歳の女性の人口と就業率

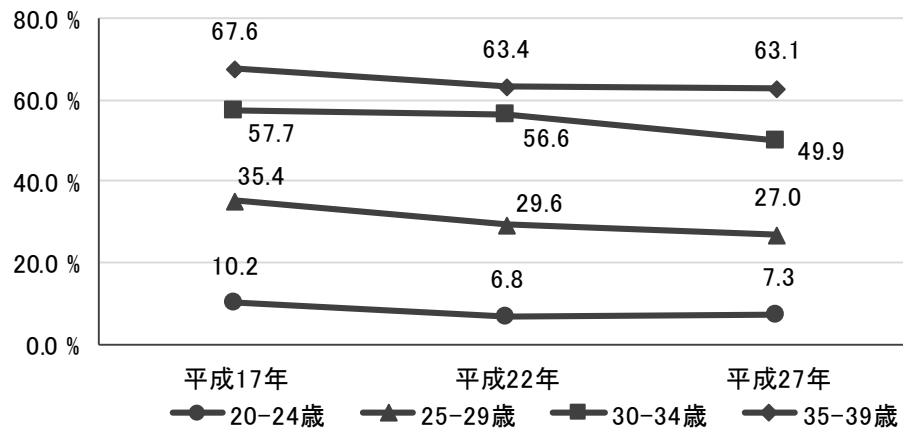
	吉野川市	徳島県	全国
人口	4,194 人	83,845 人	15,690,181 人
就業者数	3,133 人	60,330 人	10,344,404 人
就業率	74.7 %	72.0 %	65.9 %

資料：国勢調査(平成 27 年)

⑤有配偶率の推移

有配偶率は「25-29 歳」「30-34 歳」において、平成 17 年と比較して平成 27 年の有配偶率がおよそ 8 ポイント減少しています。

◆年齢階級別有配偶率



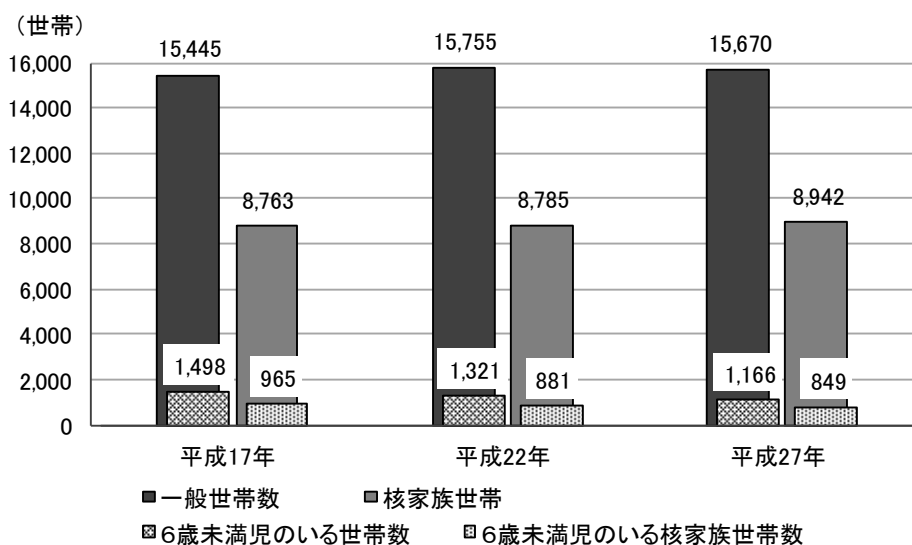
資料:国勢調査

⑥世帯数等と6歳未満児のいる世帯数等の推移

世帯についてみると、一般世帯数は横ばいで推移しており、平成 27 年で 15,670 世帯となっています。核家族世帯は平成 27 年で 8,942 世帯と緩やかに増加しています。

6 歳未満児のいる世帯数は、平成 17 年の 1,498 世帯から平成 27 年の 1,166 世帯と、減少傾向となっています。6 歳未満児のいる核家族世帯数も同様に減少傾向となっています。

◆一般世帯数と核家族世帯数



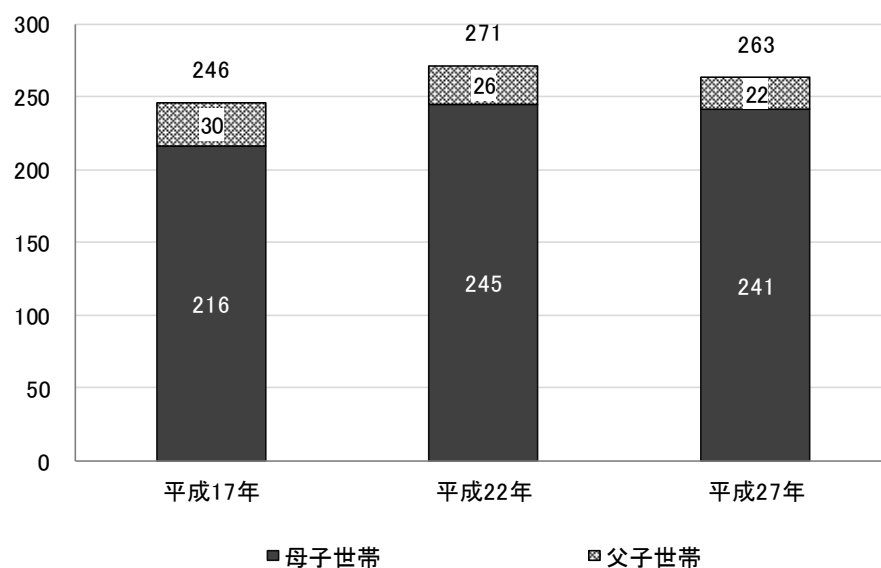
資料:国勢調査

⑦ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数は平成 27 年で 263 世帯となっており、「母子世帯」が 241 世帯、「父子世帯」が 22 世帯となっています。

◆ひとり親世帯数

(世帯)



資料:国勢調査

2. 吉野川市の現状

① 幼稚園・保育所・認定こども園の状況

1号認定^{※1}の児童の状況について、幼稚園の児童数はいずれの園においても定員の範囲内となっており、幼稚園の在園児全体では50人となっています。

認定こども園の児童数は「鴨島東こども園」「高越こども園」において、定員を超える児童数となっており、1号認定の認定こども園の在園児全体では108人となっています。

◆ 1号認定の幼稚園の状況

単位：人

幼稚園	定員	3歳	4歳	5歳	園児数
鴨島幼稚園	105	7	8	19	34
知恵島幼稚園	70		5	11	16
合計	175	7	13	30	50

資料：吉野川市（平成31年4月1日現在）

◆ 1号認定の認定こども園の状況

単位：人

認定こども園	定員	3歳	4歳	5歳	園児数
鴨島東こども園	15	4	5	8	17
川島こども園	15	3	5	7	15
高越こども園	13	5	6	3	14
鴨島かもめこども園	15	2	5	3	10
認定こども園 めぐみ幼稚園 めぐみ保育園	50	20	10	13	43
山瀬かもめこども園	25	4	4	1	9
合計	133	38	35	35	108

資料：吉野川市（平成31年4月1日現在）

※園児数の塗りつぶしについて、 は定員超過。

1※・・・ 1号認定：子どもが満3歳以上で、幼稚園、認定こども園で教育を希望する人

2号認定※²、3号認定※³の児童の状況について、保育所では「鴨島中央保育園」において定員を上回る児童数となっており、保育所の在園児全体では209人となっています。

認定こども園の児童数は、「鴨島かもめこども園」「認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園」「山瀬かもめこども園」においても、定員を超える児童数となっており、特に「鴨島かもめこども園」では定員数の120%を超える状況となっています。認定こども園の在園児全体では795人となっています。

◆ 2号認定、3号認定の保育所の状況

単位：人

保育所	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	園児数
鴨島呉郷保育所	70	0	8	11	15	15	11	60
鴨島中央保育園	100	0	4	14	26	40	20	104
鴨島ひかり 乳幼児保育園	50	7	27	11				45
合計	220	7	39	36	41	55	31	209

資料：吉野川市（平成31年4月1日現在）

◆ 2号認定、3号認定の認定こども園の状況

単位：人

認定こども園	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	園児数
鴨島東こども園	160	7	19	18	30	31	14	119
川島こども園	185	7	20	27	26	36	37	153
高越こども園	107	5	14	16	21	14	21	91
鴨島かもめこども園	140	11	31	36	41	46	35	200
認定こども園 めぐみ幼稚園 めぐみ保育園	100		15	19	25	35	21	115
山瀬かもめこども園	105	4	13	22	23	28	27	117
合計	797	34	112	138	166	190	155	795

資料：吉野川市（平成31年4月1日現在）

※園児数の塗りつぶしについて、 は定員超過。 は120%超。

2※… 2号認定：子どもが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する人

3※… 3号認定：子どもが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する人

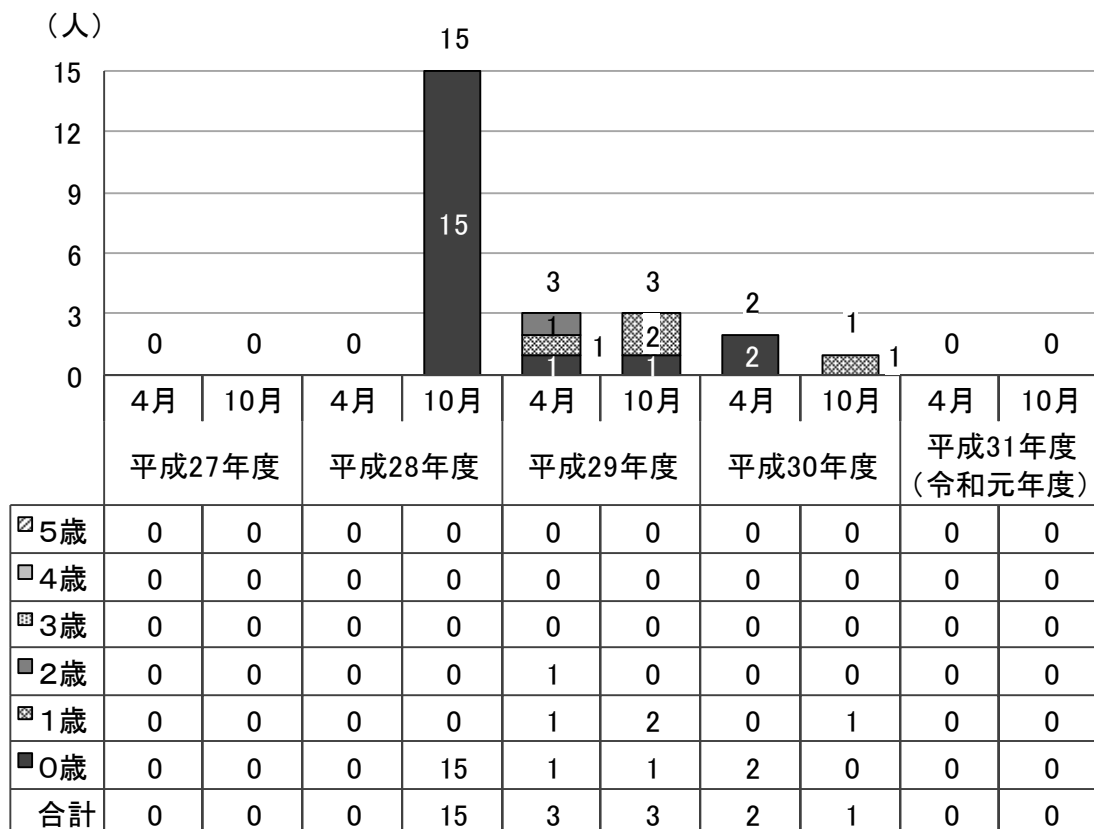
②待機児童数の推移

本市の待機児童数は、平成 28 年度の 10 月に 0 歳児で 15 人の待機が発生しました。これに伴い、平成 29 年度に受け入れの拡充を図ったことによって、大幅に待機児童数は減少しましたが、平成 29 年度は 4 月、10 月でそれぞれ 3 人、平成 30 年度では 4 月に 2 人、10 月に 1 人の待機が発生しています。

なお、令和元年度は 4 月、10 月ともに待機児童はおりません。

本市における待機児童はいずれの場合においても、2 歳以下の低年齢児となっています。

◆待機児童数



資料:吉野川市

③小学校の児童数

小学校の児童数は、「鴨島小学校」が全学年で 425 人と最も多く、次いで「山瀬小学校」が 205 人となっており、本市の小学生全体では 1,789 人となっています。

◆小学校の児童数

単位:人

	上浦小学校	牛島小学校	森山小学校	鴨島小学校	飯尾敷地小学校	西麻植小学校
人数	28	138	138	425	138	109
	知恵島小学校	川島小学校	学島小学校	山瀬小学校	高越小学校	全体
人数	123	193	115	205	177	1,789

資料:吉野川市(令和元年5月1日現在)

3. アンケート調査の結果

①実施概要

調査の目的

保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、住民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

調査の実施方法と配布・回収状況

- 調査地域：本市内全域
- 調査対象者：本市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
本市内在住の「小学１～３年生」のいる世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：就学前児童、「小学１～３年生」の児童のいる世帯に対する全数調査
- 調査期間：平成31年1月10日（木）～1月31日（木）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
在宅児等は郵送配布・郵送回収
小学生児童調査は小学校を通して配布・回収

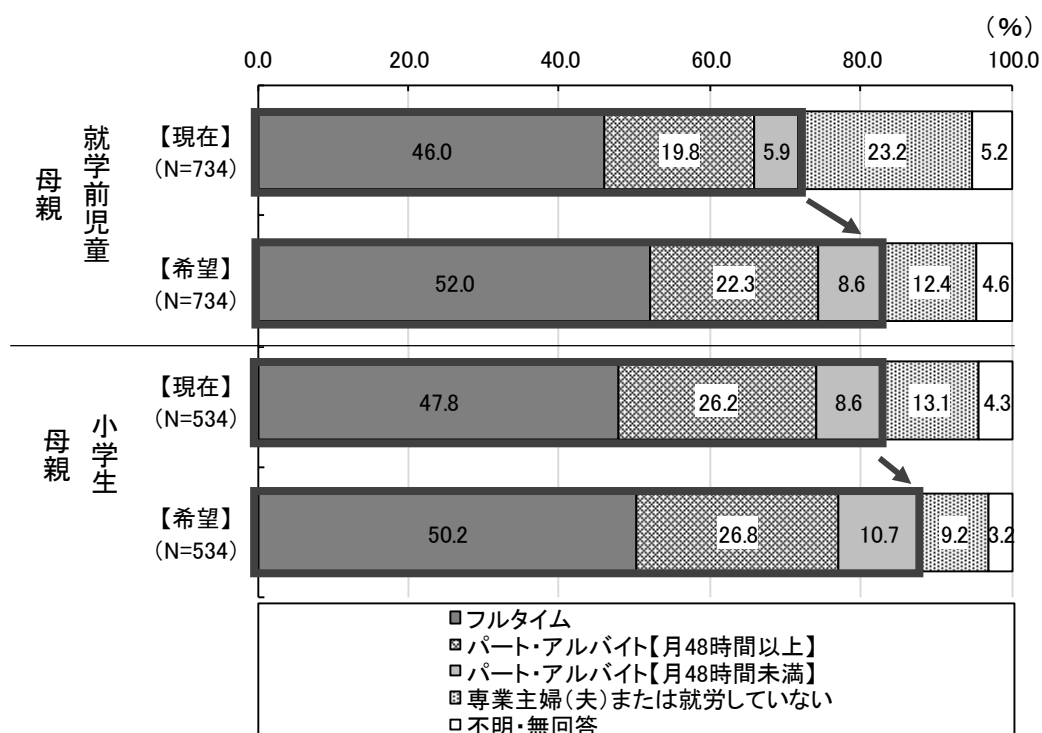
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就 学 前 児 童	1,275 件	734 件	57.6%
小 学 生 児 童	825 件	534 件	64.7%
合 計	2,100 件	1,268 件	60.4%

②母親の就労状況の変化

就学前児童の母親の就労状況についてみると、【現在】では『就労している』（「フルタイム」と「パート・アルバイト」の合計）が71.7%、【希望】では『就労したい』は82.9%と、【現在】よりも11.2ポイント高くなっています。

小学生の母親の就労状況についてみると、【現在】では『就労している』（「フルタイム」と「パート・アルバイト」の合計）が82.6%、【希望】では『就労したい』は87.7%と、【現在】よりも5.1ポイント高くなっています。

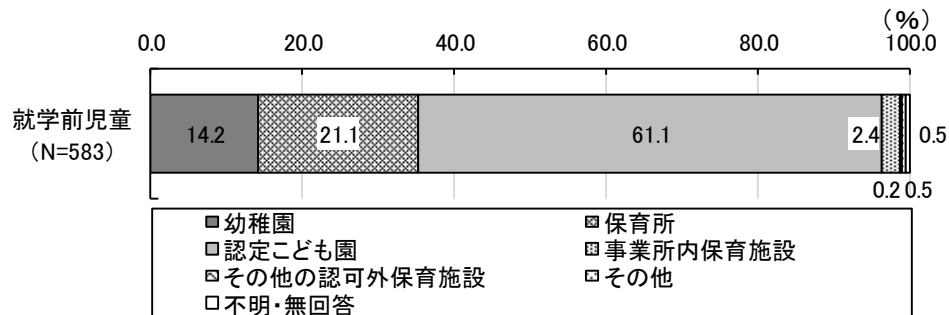
◆就学前児童及び小学生の母親の就労状況と就労希望



③現在利用している定期的な教育・保育サービスと、現在利用している事業を選んだ理由(就学前児童)

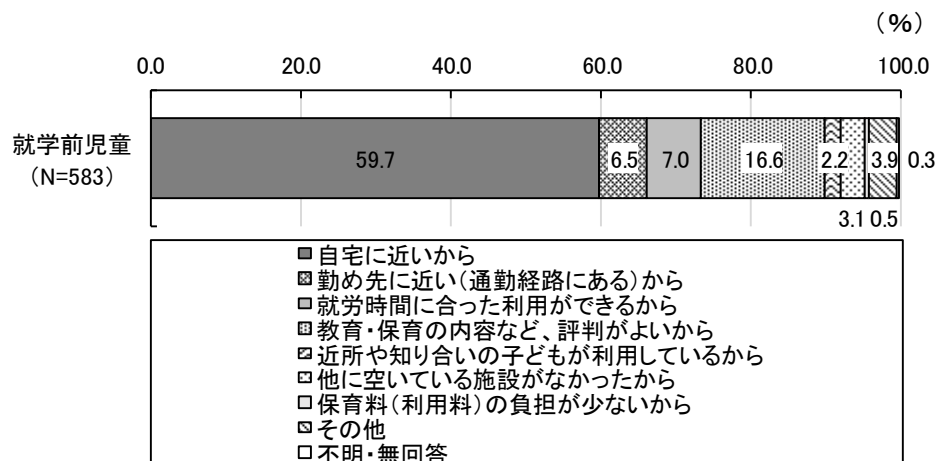
現在利用している平日の教育・保育事業についてみると、「認定こども園」が61.1%と最も高く、次いで「保育所」が21.1%、「幼稚園」が14.2%となっています。

◆現在利用している定期的な教育・保育サービス



現在利用している教育・保育施設や事業を選んだ理由は、「自宅に近いから」が59.7%と最も高く、次いで「教育・保育の内容など、評判がよいから」が16.6%となっています。

◆現在利用している教育・保育施設や事業を選んだ理由



④放課後の過ごし方

小学校入学後、放課後過ごさせたい場所についてみると、就学前児童の入学後、低学年の間では「放課後児童クラブ（学童保育）」が 59.7%と最も高く、次いで「自宅」が 45.4%となっています。

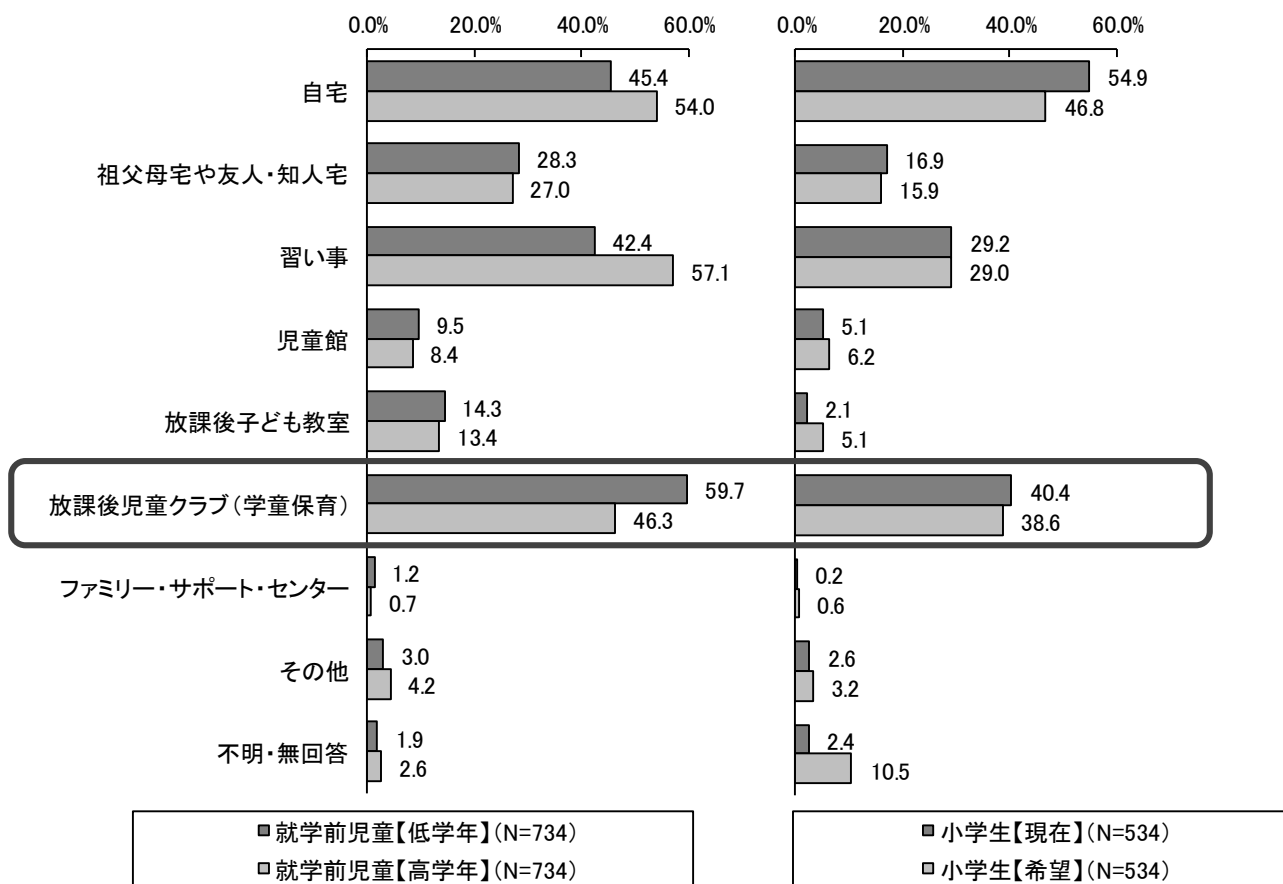
また、就学前児童の入学後、高学年の間では「習い事」が 57.1%と最も高く、次いで「自宅」が 54.0%となっています。

小学生の現在の放課後の過ごし方についてみると、「自宅」が 54.9%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が 40.4%となっています。

希望する放課後の過ごし方では「自宅」が 46.8%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が 38.6%となっています。

◆就学後の放課後の過ごし方（就学前児童）

◆放課後の過ごし方（小学生）

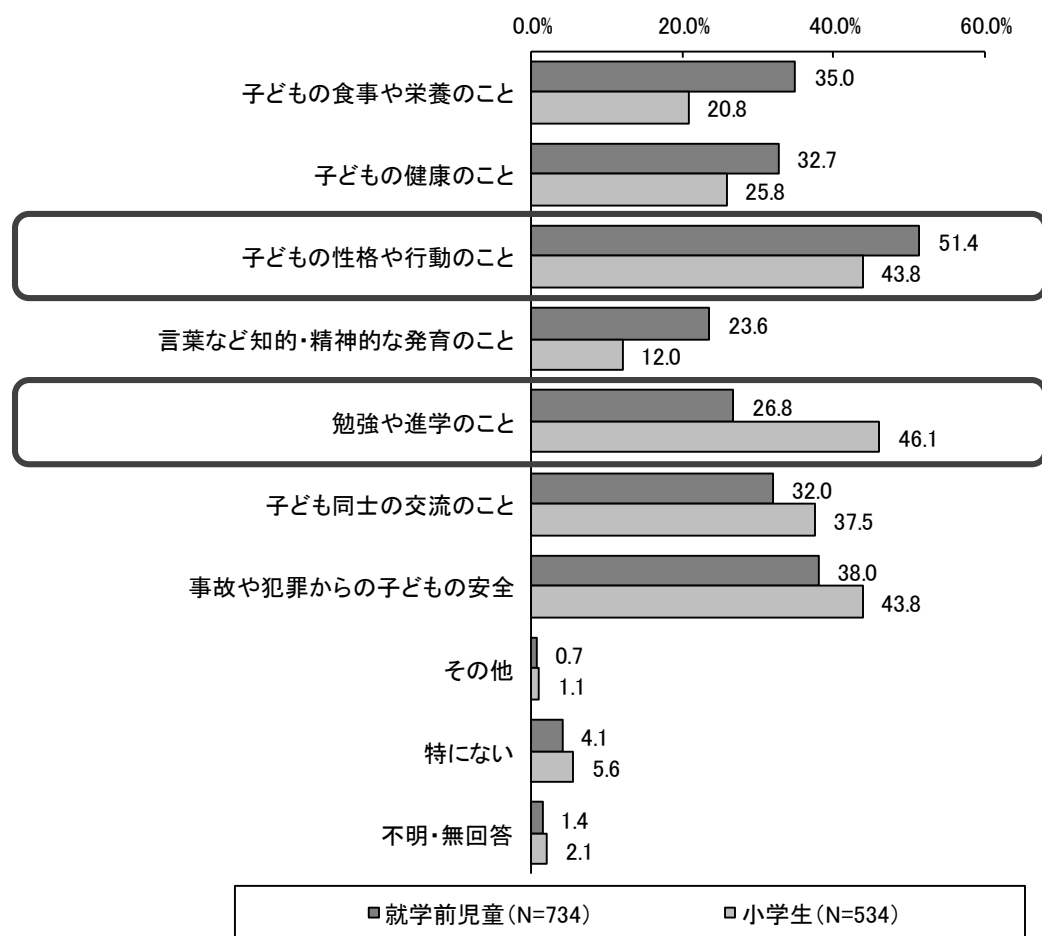


⑤子育てに関する不安や悩み【子どもに関すること】

子育てに関する不安や悩みについてみると、就学前児童では「子どもの性格や行動のこと」が51.4%と最も高く、次いで「事故や犯罪からの子どもの安全」が38.0%となっています。

小学生では「勉強や進学のこと」が46.1%と最も高く、次いで「子どもの性格や行動のこと」「事故や犯罪からの子どもの安全」がともに43.8%となっています。

◆子どもに関する不安や悩み

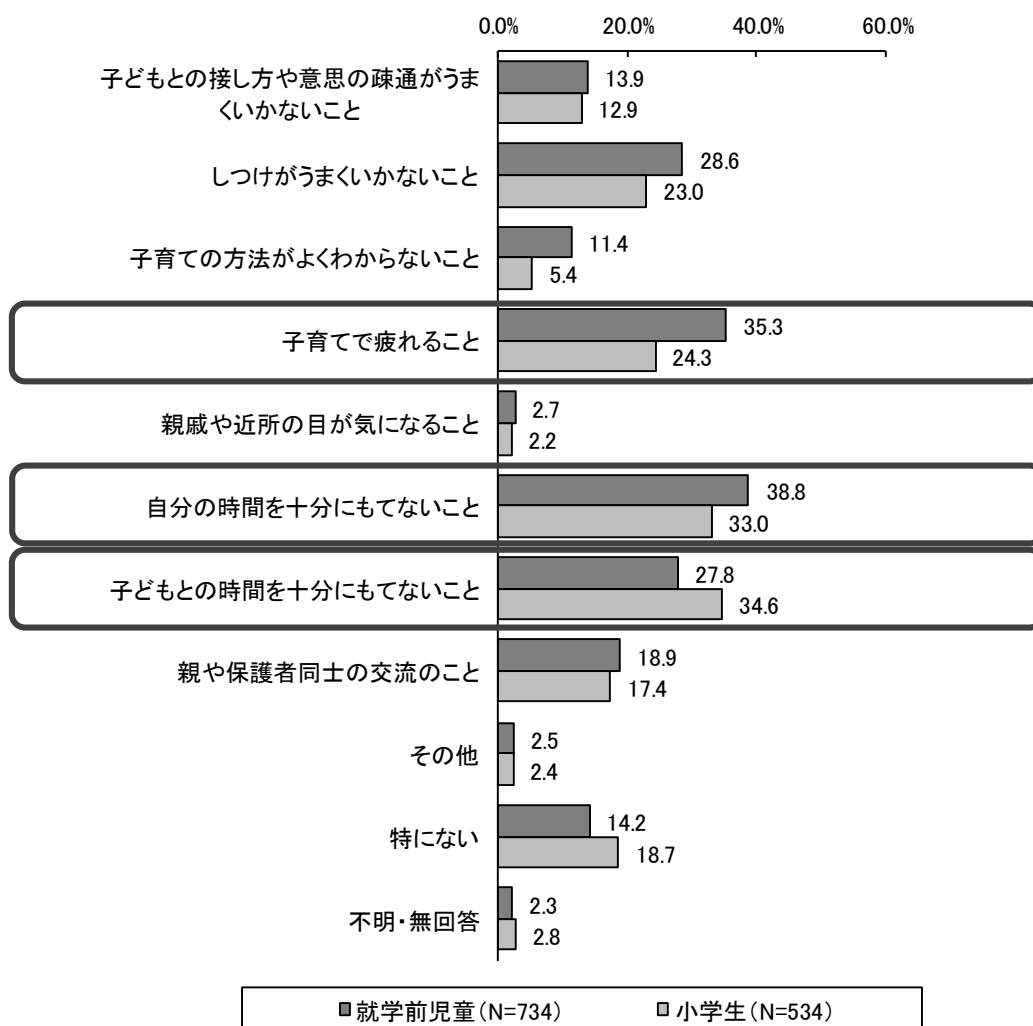


⑥子育てについての不安や悩み【回答者自身に関すること】

子育てについての、回答者自身に関する不安や悩みについてみると、就学前児童では「自分の時間を十分にもてないこと」が38.8%と最も高く、次いで「子育てで疲れること」が35.3%となっています。

小学生では「子どもとの時間を十分にもてないこと」が34.6%と最も高く、次いで「自分の時間を十分にもてないこと」が33.0%となっています。

◆回答者自身に関する不安や悩み

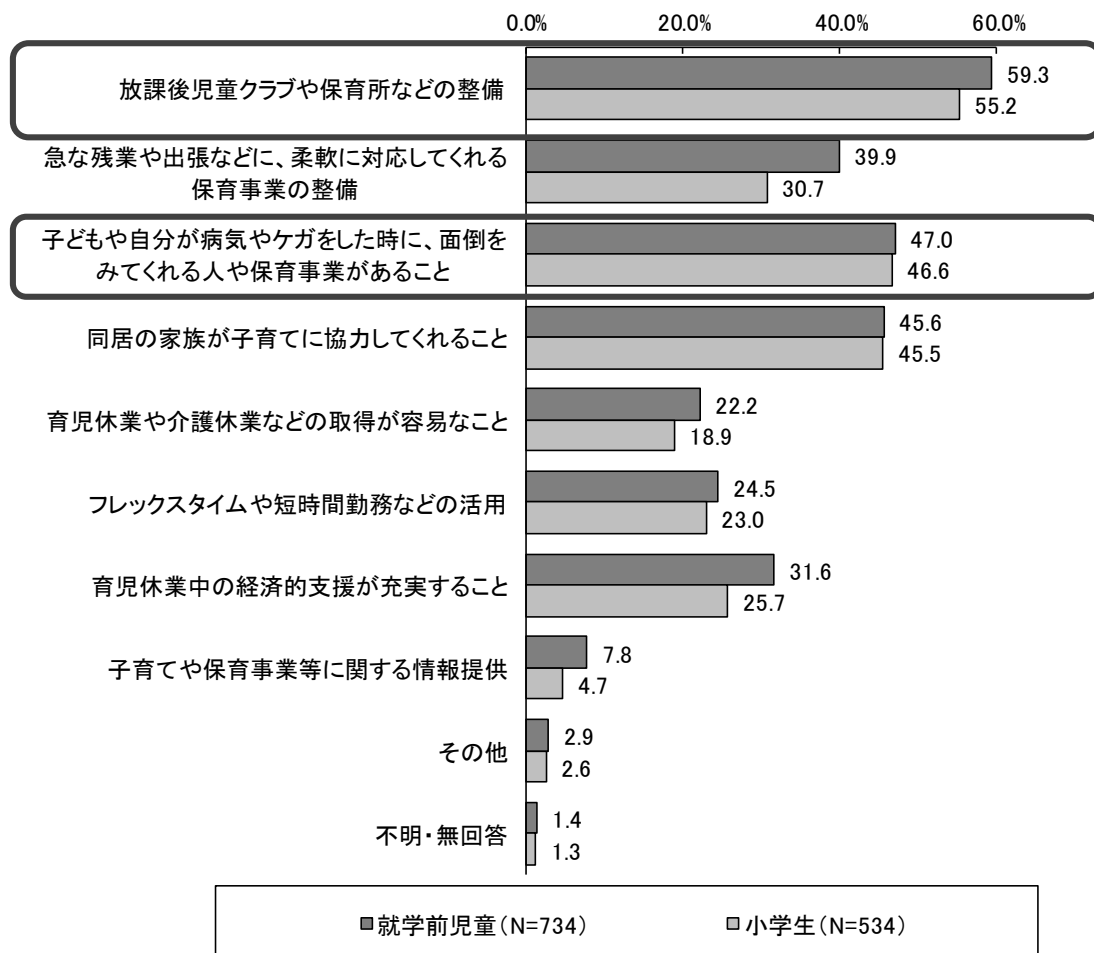


⑦仕事と子育てを両立する上で必要だと思うこと

仕事と子育てを両立する上で必要だと思うことについてみると、就学前児童では「放課後児童クラブや保育所などの整備」が59.3%と最も高く、次いで「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育事業があること」が47.0%となっています。

小学生でも「放課後児童クラブや保育所などの整備」が55.2%と最も高く、次いで「子どもや自分が病気やケガをした時に、面倒をみてくれる人や保育事業があること」が46.6%となっています。

◆仕事と子育てを両立する上で必要だと思うこと



⑧本市で実施している子育て支援関連事業の認知度、利用経験、利用希望

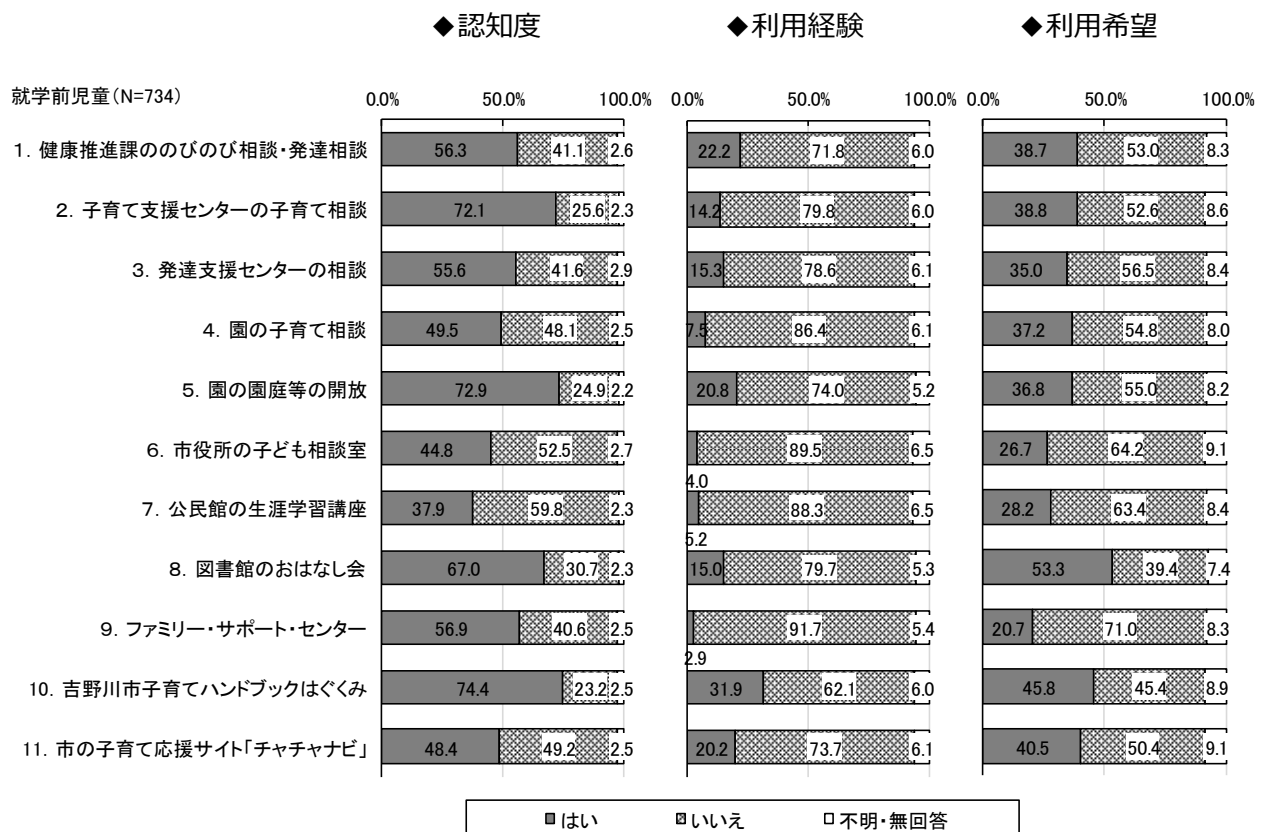
認知度については、「2. 子育て支援センターの子育て相談」「5. 園の園庭等の開放」「10. 吉野川市子育てハンドブックはぐくみ」で「はい（知っている）」が7割台となっています。

一方、「6. 市役所の子ども相談室」「7. 公民館の生涯学習講座」で「いいえ（知らない）」が5割台となっています。

利用経験については、「1. 健康推進課ののびのび相談・発達相談」「5. 園の園庭等の開放」「10. 吉野川市子育てハンドブックはぐくみ」「11. 市の子育て応援サイト「チャチャナビ」」で「はい（利用したことがある）」が2割以上となっており、「4. 園の子育て相談」「6. 市役所の子ども相談室」「7. 公民館の生涯学習講座」「9. ファミリー・サポート・センター」では「いいえ（利用したことがない）」が8割以上となっています。

利用希望については、「8. 図書館のおはなし会」「10. 吉野川市子育てハンドブックはぐくみ」「11. 市の子育て応援サイト「チャチャナビ」」で「はい（利用したい）」が4割以上となっています。

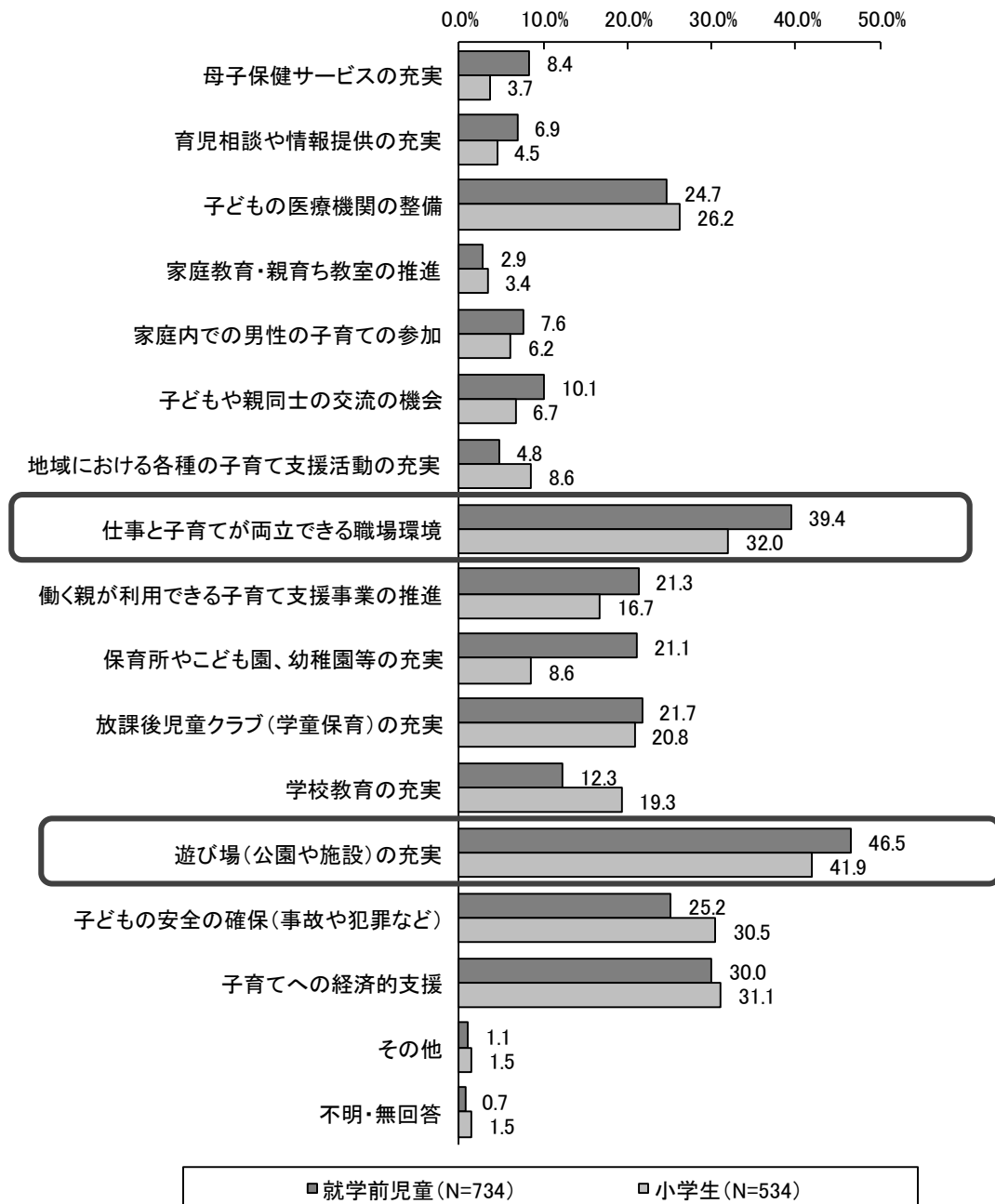
一方、「9. ファミリー・サポート・センター」では「いいえ（利用したいと思わない）」が71.0%となっています。



⑨今よりももっと子育てしやすいまちとなるために重要だと思うことについて

今よりももっと子育てしやすいまちとなるために重要だと思うことについてみると、就学前児童、小学生ともに「遊び場（公園や施設）の充実」が最も高く、次いで「仕事と子育てが両立できる職場環境」が2番目に高い割合となっています。

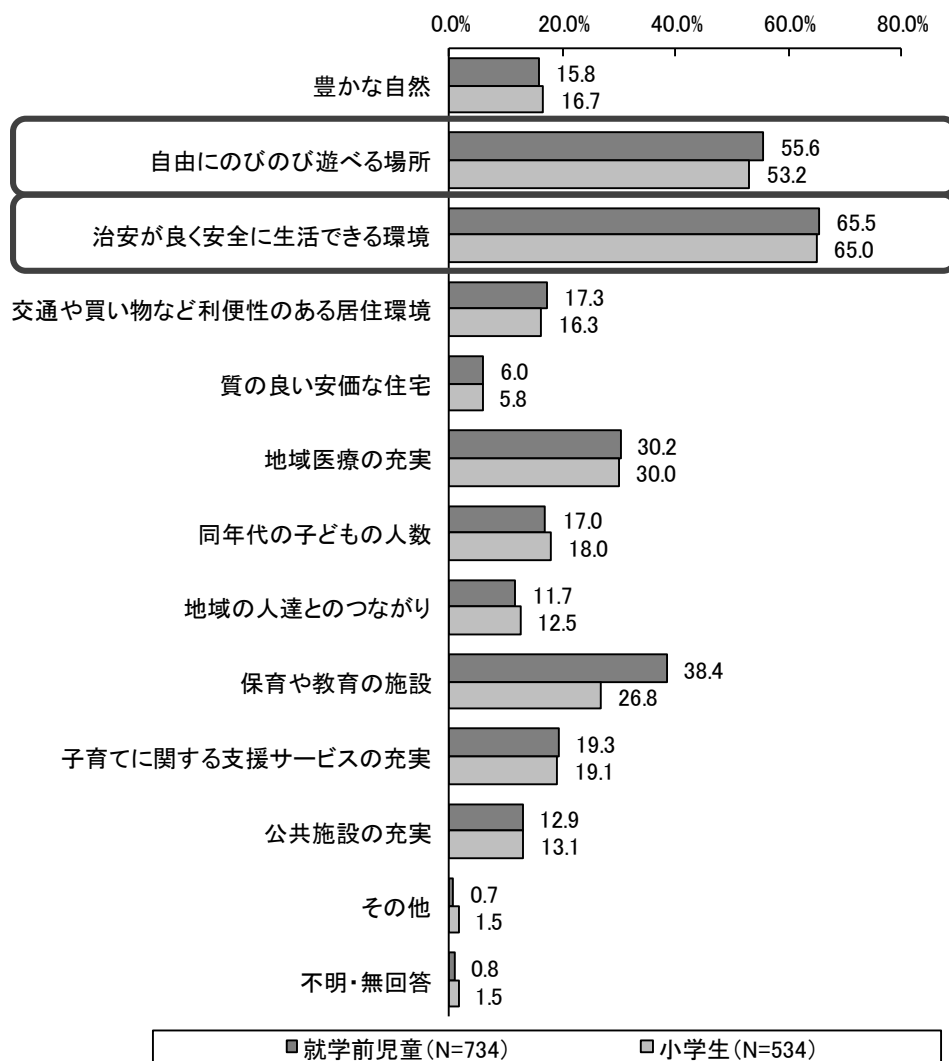
◆子育てしやすい町となるために重要だと思うこと



⑩子どもを育てる環境として重要だと思うことについて

子どもを育てる環境として重要だと思うことについてみると、就学前児童、小学生ともに「治安が良く安全に生活できる環境」が最も高く、次いで「自由にのびのび遊べる場所」が2番目に高い割合となっています。

◆子どもを育てる環境で重要だと思うこと



4. 団体ヒアリングの結果

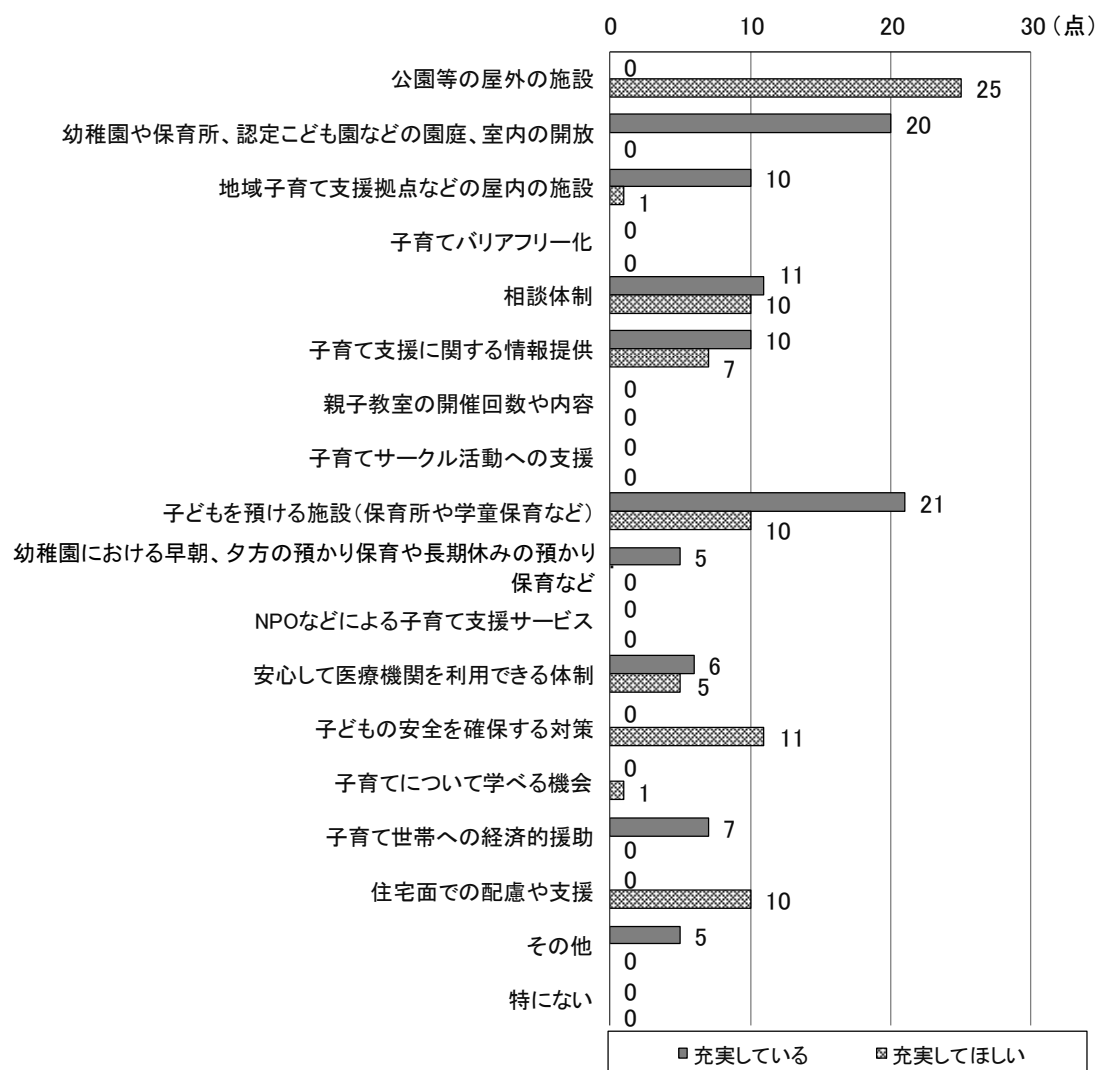
①実施概要

調査の目的

団体ヒアリングは、本市の子育てに係る現状と課題をより詳細に把握するため、子育てに関する取り組みを実施する、または支援する団体等を対象に実施しました。

調査の実施方法と配布・回収状況

- 実施方法：調査票に基づく意識調査
- 実施日程：令和元年9月13日（金）～9月20日（金）
- 実施団体数：7団体



※充実しているもの、充実してほしいものそれぞれについて、上位3項目を回答していただき、回答していた「1位」に10点、「2位」に5点、「3位」に1点として、点数化しています。

5. 前回計画の進捗状況

①就学前児童の教育・保育の提供状況

(1)1号認定

1号認定の児童数は、平成27年度の355人から年々減少しており、令和元年度に161人となっています。

◆1号認定

単位：人

年齢	認定区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3～5歳児	教育	1号認定	355	308	254	215	161

資料：吉野川市

(2)2号認定

2号認定の児童数は、平成27年度の471人から年々増加し、令和元年度は634人となっています。

◆2号認定

単位：人

年齢	認定区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3～5歳児	保育	2号認定	471	507	530	576	634

資料：吉野川市

(3)3号認定

3号認定（0歳児）の児童数は平成30年度に103人と過去5年間で最も多くなっています。1・2歳児の児童数では、平成29年度に348人と過去5年間で最も多くなっています。

◆3号認定

単位：人

年齢	認定区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0歳児	保育	3号認定	80	76	95	103	73
1・2歳児			320	323	348	344	334

資料：吉野川市

②地域子ども・子育て支援事業

(1)時間外保育事業(延長保育)

時間外保育事業の実施施設は、施設の再編に伴い、年々減少しており、平成 27 年度の 11 か所から平成 30 年度は 9 か所となっています。一方、実利用者数は年々増加傾向にあり、平成 30 年度は 358 人となっています。

施設別の時間外保育事業の実施状況をみると、「認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園」「鴨島かもめこども園」「山瀬かもめこども園」の延べ利用日数は、他の園よりも高い利用状況がみられます。

◆時間外保育事業の実施状況

単位：か所／人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数	11	10	10	9
実利用者数	304	311	334	358

資料：吉野川市

◆施設別の時間外保育事業の実施状況（実利用者数と延利用日数）

単位：人／人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
鴨島東保育所	14(98)	23(157)	25(240)	22(133)
鴨島西保育所	12(109)			
鴨島呉郷保育所	24(630)	32(726)	28(546)	28(296)
川島こども園	47(625)	55(403)	48(545)	48(643)
山川南保育所	10(48)	10(88)	23(307)	
山川中保育所	22(804)	11(268)	19(157)	
鴨島中央保育園	45(1,080)	36(838)	31(291)	35(285)
鴨島ひかり乳幼児保育園	30(342)	23(287)	16(111)	18(336)
鴨島かもめ体育保育園	14(641)	35(687)	63(935)	
山川東保育所	42(965)	41(544)	33(694)	
認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園	44(718)	45(1,080)	48(1,072)	36(1,196)
高越こども園				29(563)
鴨島かもめこども園				86(1,398)
山瀬かもめこども園				56(1,703)
合計	304(6,060)	311(5,078)	334(4,898)	358(6,553)

資料：吉野川市

(2)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

放課後児童健全育成事業の実施か所は 13～15 か所での開設状況となっており、実利用者数は年々増加傾向となっています。令和元年度は 15 か所で、実利用者数が 606 人となっています。

◆放課後児童健全育成事業の実施状況

単位：か所／人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施か所数 (教室数)	13	15	15	14	15
実利用者数	497	536	551	566	606

資料：吉野川市

◆学年別放課後児童健全育成事業の利用者数

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 年生	149	141	140	154	161
2 年生	133	139	138	137	152
3 年生	87	120	117	114	128
4 年生	76	76	82	87	79
5 年生	23	48	43	51	48
6 年生	29	12	31	23	38
合計	497	536	551	566	606

資料：吉野川市

(3)子育て短期支援事業

子育て短期支援事業の実施状況は、ショートステイでは平成 28 年度で実件数が 5 件と最も多く、延べ利用者数は平成 29 年度の 28 人日が最も多くなっています。

トワイライトステイ・休日預かりについては、平成 30 年度に実件数が 1 件、延べ利用者数が 1 人日となっています。

◆子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施状況

単位：件／人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実件数	1	5	3	1
延べ利用者数	1	17	28	5

資料：吉野川市

◆子育て短期支援事業（トワイライトステイ・休日預かり）の実施状況

単位：件／人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実件数	0	0	0	1
延べ利用者数	0	0	0	1

資料：吉野川市

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は平成 30 年度に 5 か所で実施されており、延べ利用者数は 24,072 人日となっています。

◆地域子育て支援拠点事業の実施状況

単位：か所／人日

吉野川市	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数	2	2	2	5
延べ利用者数	31,069	28,336	22,920	24,072

資料：吉野川市

鴨島地区の地域子育て支援拠点事業は平成 29 年度まで 1 か所で実施されていましたが、平成 30 年度に 2 か所となり、延べ利用者数は 7,900 人日となっています。

◆鴨島地区の地域子育て支援拠点事業の実施状況

単位：か所／人日

鴨島地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数	1	1	1	2
延べ利用者数	5,088	6,034	5,864	7,900

資料：吉野川市

川島地区の地域子育て支援拠点事業は 1 か所で実施されていますが、延べ利用者数は年々減少し、平成 30 年度で 13,061 人日となっています。

◆川島地区の地域子育て支援拠点事業の実施状況

単位：か所／人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数	1	1	1	1
延べ利用者数	25,981	22,302	17,056	13,061

資料：吉野川市

山川地区の地域子育て支援拠点事業は平成 30 年度に 2 か所開設され、延べ利用者数は 3,111 人日となっています。

◆山川地区の地域子育て支援拠点事業の実施状況

単位：か所／人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数	0	0	0	2
延べ利用者数				3,111

資料：吉野川市

(5)一時預かり事業

一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況は、平成 28 年度までの 4 か所から、平成 30 年度の 7 か所と実施施設が増えました。

延べ利用者数は平成 29 年度までは 8,000 人日台で推移していましたが、平成 30 年度は 4,083 人日となっています。「鴨島幼稚園」及び「森山幼稚園」での利用者数、延べ利用日数の減少と、利用の多かった「山瀬幼稚園」の閉園が大きな要因と考えられます。

◆一時預かり事業の実施状況（幼稚園型）

単位：か所／人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数	4	4	5	7
延べ利用者数	8,336	8,238	8,294	4,083

資料：吉野川市

◆施設別の一時預かり事業の実施状況（幼稚園型：実利用者数と延利用日数）

単位：人／人日

施設名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
鴨島幼稚園	43(6,156)	38(5,236)	26(3,337)	18(2,415)
森山幼稚園			15(2,681)	12(1,309)
川島こども園	13(167)	17(197)	10(125)	10(83)
高越こども園				2(5)
認定こども園 めぐみ幼稚園 めぐみ保育園	29(323)	20(188)	16(79)	13(125)
鴨島かもめ こども園				13(137)
山瀬かもめ こども園				7(9)
山瀬幼稚園	12(1,690)	17(2,617)	18(2,072)	
合計	97(8,336)	92(8,238)	85(8,294)	75(4,083)

資料：吉野川市

一時預かり事業（一般型）の実施状況は6か所で、実施施設数の増減はありませんでした。

延べ利用者数は平成29年度まで減少傾向となっていました。平成30年度で697人日と、平成29年度と比較して277人日多くなっています。

平成30年度の延べ利用者数が増加になった主な要因としては、鴨島呉郷保育所及び川島こども園の利用者数は大きく変化はないものの、延利用日数の増加が顕著となっており、特定の方が多く利用されていることがうかがえます。

◆一時預かり事業の実施状況（一般型）

単位：か所／人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施か所数	6	6	6	6
延べ利用者数	564	453	420	697

資料：吉野川市

◆施設別の一時預かり事業の実施状況（一般型：実利用者数と延利用日数）

単位：人／人日

施設名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鴨島呉郷保育所	5(67)	7(145)	8(42)	10(229)
川島こども園	11(125)	16(84)	7(45)	8(110)
高越こども園				4(21)
鴨島中央保育園	3(99)	4(60)	4(96)	2(97)
認定こども園 めぐみ幼稚園 めぐみ保育園	20(245)	15(122)	14(195)	8(193)
鴨島かもめ こども園				3(47)
鴨島かもめ 体育保育園	0(0)	4(39)	4(36)	
山川東保育所	2(28)	1(3)	4(6)	
合計	41(564)	47(453)	41(420)	35(697)

資料：吉野川市

(6) 病児保育事業

病児保育事業は、「さくらんぼ」と「ひだまり」で実施しており、各年度 400～500 人台の方が利用されています。主に就学前の 0 - 5 歳児が 300～400 人台と多く利用しています。

地区別での利用状況をみると、「鴨島地区」が最も多く、次いで「山川地区」となっています。

◆病後児保育事業の年齢階層別利用状況（延利用人数）

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
0-5 歳	435	366	472	389
6-12 歳	84	89	117	98
合計	519	455	589	487

資料：吉野川市

◆病後児保育事業の地区別利用状況（延利用人数）

単位：人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
鴨島地区	282	270	325	287
川島地区	32	72	94	83
山川地区	191	100	144	115
美郷地区	14	13	26	2
合計	519	455	589	487

資料：吉野川市

(7) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は平成 28 年度まで 10 人の利用がありましたが、平成 30 年度は 4 人と、年々利用が減少しています。

◆ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
就学前	7	8	2	1
小学生	3	2	3	3
合計	10	10	5	4

資料：吉野川市

(8)利用者支援事業

本市では利用者支援事業は実施していません。

(9)妊婦健診事業

妊婦健診事業は平成 27 年度の 407 人をピークに、年々減少しており、平成 30 年度は 340 人となっています。

妊婦 1 人当たり、14 回分の健診費用を助成しており、その利用状況を実施件数としています。

◆妊婦健診事業の実施状況

単位：人／人回

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診実人員	407	400	389	340
延受診者数	3,043	2,935	3,023	2,582

資料：吉野川市

(10)乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて緩やかに増加しており、平成 29 年度で 210 件と最も多くなっています。平成 30 年度は 35 件減少して 175 人となっています。

◆乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績	198	202	210	175

資料：吉野川市

(11)養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、各年度 30 人台での利用となっており、延べ人数は平成 29 年度の 37 人が最も多い利用状況となっています。

◆養育支援訪問事業の実施状況

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
鴨島地区	22	14	26	22
川島地区	5	8	6	8
山川地区	9	9	5	4
美郷地区	0	0	0	1
合計	36	31	37	35

資料：吉野川市

(12)放課後子供教室の実施状況

放課後子供教室は 1 か所で実施しており、平成 28 年度の登録者数 18 人、延べ人数 1,115 人が最も多い実施状況となっています。平成 30 年度では登録者数 15 人、延べ人数 899 人となっています。

◆放課後子供教室の実施状況

単位：か所／人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数	1	1	1	1
登録者数	17	18	14	15
延べ人数	1,000	1,115	916	899

資料：吉野川市

6. 前回計画の振り返りと本計画の方向性

● ○ ● 前回計画に基づく施策の実施状況 ● ○ ●

- 幼稚園と保育所の認定こども園化を推進し、就学前施設の再編に取り組みました。
- 保育所・こども園から小学校への接続が円滑に行われるよう、また、さらなる保育士等の資質向上に向けて、小学校教諭と保育士等との研修会や情報共有の充実、連携強化に努めてきました。
- 妊娠期から安心して過ごすことができるよう、マタニティ教室や各種相談事業を充実させ、切れ目のない支援を充実させてきました。
- 病児・病後児保育について、鴨島地区の定員を増やすなど、子育てしやすい環境の整備に努めました。
- 交通ボランティアやスクールガード等、地域の方の協力のもと、子どもの安全の確保に努めるとともに、幼稚園や保育所、認定こども園等による地域の方との交流の機会の充実、子ども会等への活動支援を通して、郷土を知り愛する心を育ててきました。

◆ ◇ ◆ アンケート調査等からみた課題の整理 ◆ ◇ ◆

- 就学前、小学生児童の母親の就労状況は、ともに7割以上が就労しており、今後の就労の希望についても、8割台の就労意向がみられ、今後も保育ニーズは高まることが予想されます。
- 母親の就労意向の向上に伴い、就学前児童の就学後の放課後児童クラブ等の利用についても、低学年のうちの利用意向は 59.7%と高い傾向がみられます。就学前のみならず、小学生においても同様に保育ニーズの高まりが予想されます。
- 自分の時間と子どもと過ごす時間のバランスをとることは、子育てにおける悩みとして高い割合を占めており、子育てしやすいまちとしての重要なことについても、仕事と子育てが両立できる職場環境の割合が高くなっています。また、市としては、保育ニーズへの対応や病児・病後児保育の充実が求められています。
- アンケート調査及び団体ヒアリングのいずれからも安全・安心の環境のもと、のびのびと遊べる遊び場の充実が求められています。



★ ☆ ★ 計画の見直しの方向 ★ ☆ ★

- ★ 幼児教育・保育や放課後児童クラブ等のニーズへの対応については、地域の人口の状況や保育ニーズの動向等を踏まえ、計画的な提供体制を整えます。
- ★ 地域子育て支援事業について、潜在的ニーズを考慮した取り組みを推進します。
- ★ 引き続き子ども・子育て支援事業の充実を図り、子育てしやすいまちづくりを推進します。
- ★ 地域の方がこれまで培ってきた経験や能力を活かして、子どもたちに様々な体験や学びを得ることができる機会の創出に努めます。

第3章 計画の方向性

1. 基本理念

子どもも親も みんなが笑顔 地域の力で夢紡ぐまち 吉野川

本市はこれまで、前回計画において「子どもも親も みんなが笑顔で 夢紡ぐまち 吉野川」を基本理念に掲げ、次世代育成支援行動計画を踏襲する形で、5つの基本的視点のもと、子育て支援、母子保健、教育環境、生活環境、ワーク・ライフ・バランス、子ども等の安全・安心、要保護児童対策の7つの基本目標を掲げ、各施策・事業を展開してきました。

また、第2期地域福祉計画では、一人ひとりが幸せを実感できる地域福祉の実現に向けて、「みんなの絆と地域の力で育む 心豊かな吉野川市」を基本理念に掲げ、近隣の人や顔見知りの人に声をかけ合い、互いに支え合える関係を構築することが重要であると捉え、計画を推進しています。

保護者が第一義的な責任のもと子育てすることは、今後も大切なことではありますが、子どもの最善の利益を追求するためには、地域及び社会全体が子どもや子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支え合うことを通して、子育て・子育ての喜びを感じることができ、すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会を目指すことが重要です。

本計画においては、前回計画や地域福祉計画の考えを踏襲するとともに、こうした社会の情勢を加味し、「子どもも親も みんなが笑顔 地域の力で夢紡ぐまち 吉野川」を基本理念として設定します。

2. 基本目標

基本目標1 子どもの健やかな成長を育む教育・保育環境の充実

次代を担う子どもたちが、活気にあふれた学校等の生活を通して、子どもたちの一人ひとりの個性と可能性を伸ばすことのできる環境を整え、豊かな人間性と確かな学力、健やかな身体を養います。

教育の原点である家庭教育を大切に、家庭の子育て力の向上を図るとともに、地域の中で育てていくことができる環境づくりに努めます。

基本目標2 地域における子育て支援の充実

保育ニーズの高まりに対して、必要な保育量が確保できるよう、関係機関・団体等が連携し、子育て家庭の様々な状況に応じた、柔軟な支援体制の充実を図ります。

また、放課後児童クラブの利用を希望する子どもを受け入れることができるよう、子どもたちの居場所づくりや活動の促進を図ります。

地域で安心して子どもを育てることができるよう、交通安全の徹底、防犯教室、避難訓練の充実を図り、適切な危険回避行動がとれる力を育みます。

基本目標3 母子の健康の保持と増進と切れ目のない支援体制の確立

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供できるよう、母子手帳交付時の相談や新生児・乳幼児訪問、乳幼児健診等の子どもの成長段階に応じて、適切な支援ができるよう、関係機関、専門職員との連携を強化し、子どもの健やかな成長と保護者の健康の確保に努めます。

また、保育所、認定こども園、学校、地域等が連携して食育を推進できるよう計画的な食育を推進するとともに、家庭での食育の推進に向けて、情報共有の充実にも努めます。

基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの確立支援

働きながら子どもを育てる家庭を支援するため、地域で子どもがのびのびと成長することのできる居場所づくりを進めます。

また、就学前教育・保育の充実や放課後児童クラブの確保をはじめ、仕事と子育ての両立を支援するための各種支援に取り組み、子育て家庭がゆとりを持って子育てできる環境づくりを進めます。

基本目標5 特別な支援が必要な児童への支援の充実

特別な支援が必要な児童や対象の世帯に対して適切な支援を行うことにより、あらゆる状況においても、子どもの最善の利益が守られる社会の実現に向けて、関係機関との連携を図り、支援体制の充実を図ります。

また、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置と、併せてヤングケアラーの支援についても、取り組むよう努めます。

『スマイル子育て』よしのがわ

わたしたちは、

みんなが笑顔で「子育て・子育ち」

ができるまちを目指し、次のような考えに立って、子育て支援に関する取り組みを進めます。

1. 子どもの「笑顔」を目指します

「子どもは尊重される存在であり、一つの個の人格を持った人間である」という視点に立ち、まちの未来の主役である子ども自身の幸せを第一に考える取り組みを進めます。

2. 子どもとの「笑顔のふれあい」を目指します

吉野川市に住む子どもたちが、身の回りのお友達、お兄ちゃん、お姉ちゃん、おじちゃん、おばちゃん、おじいちゃん、おばあちゃんとふれあい、いつも新しい出会いや発見で笑顔でいることができるまちづくりを目指します。

3. みんなの「住まいる」を目指します

吉野川市民がともに力を合わせ、広い心で子どもを見守り、家庭、学校をはじめ地域社会全体で子どもを育み、子育てを通じて、子どもが健やかに育ってだけでなく、親も子どもとともに成長し、ずっと吉野川市に住み続けることができるまちを目指します。

3. 本計画の体系

本計画に掲げる基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を設定します。

基本理念

基本目標と具体施策

子どもも親も
みんなが笑顔
地域のかで夢紡ぐまち
吉野川

基本目標1 子どもの健やかな成長を育む教育・保育環境の充実

施策1 保育所・認定こども園における質の向上

施策2 家庭や地域の教育力の向上

基本目標2 地域における子育て支援の充実

施策1 地域における子育て支援サービスの支援・充実

施策2 児童の健全育成の取り組みの推進

施策3 子育てを支援する生活環境の整備

施策4 子どもの安全の確保

基本目標3 母子の健康の保持と増進と切れ目のない支援体制の確立

施策1 子どもや母親の健康の確保

施策2 食育の推進

基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの確立支援

施策1 多様な働き方や生活の見直し及び実現の推進

基本目標5 特別な支援が必要な児童への支援の充実

施策1 児童虐待防止対策の充実

施策2 ひとり親家庭等への自立支援の推進

施策3 障がい児施策の充実

施策4 子どもの貧困対策のための支援の充実

第4章 施策の展開

1. 基本目標1 子どもの健やかな成長を育む教育・保育環境の充実

● 目標の方向性 ●

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、子育て世帯の就労形態の多様化による保育ニーズの高まりが予想されています。教育・保育のニーズに対応できるよう、保育人材等の確保に努めるとともに、子ども一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、豊かな人間性を育み、たくましく生きる力を培うことができるよう、保育の質の向上及び就学前児童の教育・保育の充実を図ります。

①保育所・認定こども園における質の向上

◆教育・保育実践にかかる改善・向上のための自己評価及び調査研究の推進

事業概要	保育に携わる全ての職員が毎日の保育記録を通して自己評価を行っており、適切な助言、指導を実施します。 引き続き、子どもとの関わりや子どもの行動、内面の捉え方、職員同士で連携した保育が実施できているかを確認し、一層の改善を図ります。 また、保護者アンケートを実施し、保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整えることができるよう、取り組みを推進します。
担当課	子育て支援課、保育所、認定こども園

◆情報技術の活用による業務の効率化

事業概要	情報技術の活用による保育所等の業務の効率化のため、必要な措置を講じていきます。 また、家庭との連携や必要情報の提供のためにメール配信システム等の活用を進めるとともに、保護者等に効果的に情報が届く情報提供方法を研究します。
担当課	子育て支援課、保育所、認定こども園

◆子どもの健康及び安全の確保

事業概要	国のガイドラインに沿って、保育所等における保健・衛生面の体制整備を推進します。 また、医療機関と連携し、保育所等における健康支援等の充実を図ります。
担当課	子育て支援課、保育所、認定こども園

◆支援を要する子どもの教育・保育の充実

事業概要	障がい児をはじめ支援を要する子どもの教育・保育に関して、保育所等と地域の関係機関等との連携が適切に図られるよう、必要な支援を行います。
担当課	子育て支援課、保育所、認定こども園

◆保育士等の資質・専門性の向上

事業概要	保育所等の職員に対する研修内容の充実や、外部講師の積極的な活用による研修体制の整備を進めます。 また、保育士等の専門性を高めるための資格や養成のあり方について検討するとともに、幼児教育アドバイザーを積極的に活用し、子ども一人ひとりの成長に寄り添った教育・保育を実施します。
担当課	子育て支援課、保育所、認定こども園

◆専門的な人材や地域の多様な人材の活用

事業概要	保育所等が、保育・子育て支援に関わる専門的な人材や地域の多様な人材を活用して、地域の実情等に応じた様々な取り組みを行うことができるよう、人材の確保や必要な調整等体制を整備します。
担当課	子育て支援課、保育所、認定こども園

◆保育環境の改善・充実のための財源の確保

事業概要	保育所等における取り組みを支える保育環境を改善・充実するために、必要な財源の確保に努めます。
担当課	子育て支援課、保育所、認定こども園

◆地域の関係機関等との連携

事業概要	保育所等が、地域子育て支援拠点・小学校・放課後児童クラブ等、地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、必要な支援を行います。
担当課	保育所、認定こども園、子育て支援課、教育委員会

②家庭や地域の教育力の向上

◆家庭教育を学習する機会の充実

事業概要	家庭教育の重要性と実践について学習する機会として、資料提供、講演会や研修会、講師を派遣して機会の充実を図ります。 また、参加者が意見を交わせるような座談会や研修会等の実施を検討し、満足度が高く、効果的な事業の実施ができるよう工夫します。
担当課	人権課、教育委員会

◆地域に開かれた保育所・認定こども園・学校づくりの促進

事業概要	地区社会福祉協議会や老人会等との積極的な交流を推進するとともに、交通ボランティア等の活動に地域の方の協力をいただくことで、他世代との交流機会の充実を図ります。
担当課	子育て支援課、教育委員会、認定こども園、社会福祉課

◆生涯学習事業の充実

事業概要	様々な生涯学習活動を充実させ、子どもが地域社会で主体的に生活できるよう、現在行われている社会教育やスポーツ活動等の充実を図ります。
担当課	教育委員会

2. 基本目標2 地域における子育て支援の充実

● 目標の方向性 ●

仕事と子育ての両立をサポートしていくため、既存のサービスの活用を促進し、保護者のニーズに応じた多様な保育サービスを展開します。

また、保育ニーズの多様化に対応するため、病児・病後児保育事業の周知や一時預かり事業の実施設拡大を図ります。

子育て世帯を地域で支援する体制として、ファミリー・サポート・センター事業について広報周知を図り、利用者・支援者間の相互のつながりを広げ、積極的な活用につなげていきます。

①地域における子育て支援サービスの支援・充実

◆地域子育て支援拠点事業

事業概要	子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備するため、子育て支援拠点事業を実施します。 地域に根付いた施設としての拠点と、包括的に管理する施設との役割を分けて、利用者にとって利用しやすい施設運営を推進するとともに、効率的かつ効果的な事業運営を行います。
担当課	子育て支援課、認定こども園

◆地域組織活動事業

事業概要	児童館や公民館等を拠点とした行事を実施し、地域と親子の交流を推進します。 地域の住民の協力のもと放課後子供教室の内容を充実させ、地域の方と子ども、その保護者とがふれあう機会の充実を図ります。 また、放課後児童クラブや放課後子供教室の一体的提供に向けて、事業を推進します。
担当課	子育て支援課、教育委員会

◆情報提供体制の整備（インターネット等による子育て情報の提供）

事業概要	子どもに関する行事案内や地域子育て支援拠点等の行事予定等を、広報や子育て・女性活躍応援サイト等を活用して、子育て中の保護者に対して効果的に情報が届くよう情報を発信します。
担当課	子育て支援課、市長公室

②児童の健全育成の取り組みの推進

◆放課後児童クラブ

事業概要	放課後の子どもの居場所の確保の一貫として、学校の余裕教室等を活用して、放課後児童クラブを実施します。 また、放課後子供教室との一体的提供等についても、実施できるよう体制を整え、放課後児童クラブにおいても放課後子供教室との連携が図れるよう推進します。
担当課	子育て支援課、教育委員会

◆地域住民・ボランティア等と連携した放課後児童対策の推進

事業概要	放課後児童クラブや放課後子供教室において、ボランティアや NPO 団体と協力して行事を継続して実施するとともに、市内の放課後児童クラブ等で地域住民の協力が得られる体制を整備します。
担当課	子育て支援課、教育委員会

◆青少年育成及び家庭・各関係機関の連携

事業概要	家庭や学校、地域の方をはじめとする関係団体等との連携を強化し、青少年の健全育成を推進します。
担当課	教育委員会

◆地域による健全育成活動の支援

事業概要	学校や地域住民、関係団体等が連携して、学校施設や公共施設等を活用し、スポーツ活動等の子どもたちが主体的に活動するための支援を行います。
担当課	教育委員会

◆児童相談等の相談業務の推進

事業概要	子どもの日常生活や学校生活における様々な悩み、困りごと等に対応して、適切な助言・必要な支援につなげることができるよう、保育や保健、福祉、医療、教育等の関連機関との連携強化を図ります。
担当課	子ども相談室

③子育てを支援する生活環境の整備

◆公共施設のバリアフリー化

事業概要	公共施設の新設や既存施設の整備の際に、可能な限りバリアフリー化を推進し、様々な利用者に配慮した施設管理を行います。
担当課	建設課

◆公共交通環境の整備

事業概要	子育て世帯が外出しやすい環境を整備するため、公共機関に対し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に努めます。
担当課	建設課

◆公園などの身近な遊び場の整備

事業概要	子どもが安全に公園で遊ぶことができるよう、公園内の遊具を毎年点検し、故障している遊具や公園備品等の修繕、危険遊具の撤去を行います。 また、必要なバリアフリー化を進めるとともに、利用者の安全にも配慮した整備を実施します。
担当課	商工観光課

④子どもの安全の確保

◆交通安全設備の整備

事業概要	カーブミラーやガードレール等の道路施設の維持、管理を図るとともに、必要な箇所について、道路施設を整備し、安全の確保に努めます。 交通事故による被害が減るよう、地域や学校、警察等の関係機関と連携しながら、交通安全対策を実施します。
担当課	生活あんしん課

◆道路環境の整備

事業概要	歩行者が安全に通行することができるよう、歩道等の道路交通環境の整備に努めます。 また、道路境界線等がはっきりとわかるよう、適宜調査を行い、上塗りをするなどの対応を行います。
担当課	建設課

◆交通安全教室の開催

事業概要	保育所、認定こども園、学校等と協力しながら交通安全教室を開催します。 幼児期から交通ルールを遵守し、安全を確保するために必要な習慣・態度・能力を育みます。
担当課	生活あんしん課、保育所、認定こども園、教育委員会

◆チャイルドシート着用の推進

事業概要	警察等との連携を強化し、「マナーアップ推進月間県民運動」、「シートベルト着用キャンペーン」等の機会を通して、チャイルドシートの必要性の周知や正しく着用できるよう指導を行います。
担当課	生活あんしん課

◆交通安全活動

事業概要	警察や学校職員、交通安全協会、地域住民の協力のもと、交通安全活動を実施し、交通安全の啓発活動を行います。 また、子どもの目線に立って通学路の点検や園児等のお散歩コースの点検を行い、危険箇所の解消、交通安全の確保に努めます。
担当課	生活あんしん課、子育て支援課

◆安全な道路交通環境の整備

事業概要	交通マナーの向上や安全な道路整備を行うことで、歩行者が安全に安心して外出できる環境を整えます。
担当課	生活あんしん課、建設課

◆犯罪に遭わないための連絡網の活用

事業概要	学校における不審者対策として、不審者情報等をすばやく共有できるようメール等を活用して、保護者や地域の方に情報の共有を図ります。
担当課	教育委員会

◆見守り支援体制づくり

事業概要	学校付近や通学路等において、PTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の地域の方、関係機関・団体と連携したパトロールを推進するとともに、通学路における「一人区間」の解消や防犯灯の設置をはじめ、子どもの安全確保を推進します。
担当課	生活あんしん課、教育委員会

◆防犯教室や避難訓練の実施

事業概要	警察や消防署等との連携を強化し、引き続き防犯教室、避難訓練を実施します。 災害発生時には児童が、自ら適切な避難行動がとれるよう、避難訓練の実施に努めます。
担当課	保育所、認定こども園、教育委員会

◆犯罪、いじめ等の被害を受けた子どもへの支援体制

事業概要	吉野川市要保護児童対策地域協議会を通して、被害に遭った子どもに対するカウンセリングや保護者への助言等を実施します。 また、相談活動を実施し、被害に遭った子どもや家庭に対して、立ち直りの支援に努めます。
担当課	子ども相談室

3. 基本目標3 母子の健康の保持と増進と切れ目のない支援体制の確立

● 目標の方向性 ●

妊娠・出産期の精神的な不安や負担の軽減が図れるよう、各種健診や相談事業を通して母子の健康の保持・増進に努め、安心して子育てができる支援の充実を図ります。

また、子どもの発育・発達や成長段階に応じて、健やかに成長できるよう、健康な生活の基礎づくりを推進します。

①子どもや母親の健康の確保

◆子育て世代包括支援センター

事業概要	令和3年3月に開設、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。
担当課	健康推進課

◆妊婦健診事業

事業概要	妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、保健指導、栄養指導を実施するとともに、妊娠中に必要な医学的検査を実施します。 また健康診査の結果から、必要に応じて医療機関と連携を図りながら支援します。
担当課	健康推進課

◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、授乳や発育・発達に関する相談・支援、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行います。 また、支援が必要となる乳幼児の早期発見と、必要に応じて関係機関と連携して適切な対応を行います。
担当課	健康推進課

◆マタニティ教室

事業概要	妊娠・分娩・産じょく期を健康に過ごすことができ、安心して育児ができるように、また、知識の普及に加えて、同じ立場にある妊婦同士の交流を促し、精神的な支えを得る場としてマタニティ教室を開催します。 また、個別の相談にも随時対応していきます。
担当課	健康推進課

◆乳幼児相談

事業概要	乳児及び幼児とその保護者を対象とし、身体計測や発育・発達に関する相談や、離乳食の進め方等の栄養相談を行います。 また、必要に応じて訪問や電話による相談を行います。
担当課	健康推進課

◆発達相談

事業概要	1歳6か月児健診や3歳児健診等の健診後に、専門家による子どもの成長・発達に応じた相談を実施し、保護者の育児不安の軽減や解消を図るとともに、子どもへの関わり方のアドバイスを行います。
担当課	健康推進課

◆育児相談

事業概要	育児にかかる不安の軽減・解消に向けて、通常の相談業務に加え、各種健診や保育所の園庭開放、子育て支援センター等での行事の際に気軽に相談できる雰囲気づくりを行い、多様な相談に対応できるように推進します。 また、相談を希望する方が相談しやすい場所や相談時間等を検討し、利便性の向上を検討します。
担当課	子育て支援課、子ども相談室、認定こども園、健康推進課

◆不妊治療対策

事業概要	特定不妊治療、男性不妊治療に要する費用の一部に対して助成金を交付し、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
担当課	健康推進課

◆母子健康手帳の交付

事業概要	妊娠の届出時に母子健康手帳を交付し、その際に保健師や栄養士が妊婦と面接して健やかな妊娠生活を送れるよう、保健指導、栄養指導を行います。
担当課	健康推進課

②食育の推進

◆家庭における食育の推進

事業概要	ヘルスマイト(食生活改善推進員)や保育所、認定こども園、学校、給食センターと連携し、家庭での正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の構築、家族との関係づくりによる心身の健全育成に努めます。 また、保育所、認定こども園における「食育だより」等を活用して、家庭での食育が図られるよう、家庭でも簡単に取り入れられるような情報を発信します。
担当課	健康推進課、子育て支援課

◆食育に関する関係機関の連携

事業概要	保育所、認定こども園等が連携して食育年間計画を作成し、クッキング保育や菜園活動などを通して、体験型の食育の実施に努めます。 また、引き続き、地域の方の協力のもと収穫体験等が行えるよう、地域の方との結びつきを大切にし、良好な関係を維持していきます。
担当課	健康推進課、子育て支援課、保育所、認定こども園

◆アレルギーのある子どもへの支援

事業概要	乳児健診時にアレルギー疾患を有する子どもの保護者に対して、丁寧な相談を行うとともに、保育所、認定こども園への入所、小・中学校入学の際には、それぞれの児童のアレルギーに関する情報を共有し、誤提供や誤食のないよう対応を徹底するとともに、全員が同じ食事ができるよう、給食献立の研究を行います。
担当課	健康推進課、子育て支援課、保育所、認定こども園、教育委員会

◆感染症予防（予防接種）事業

事業概要	感染症の予防や重症化予防に向けて、予防接種を実施します。 予防接種の重要性と安全性等について正しく理解できるよう周知に努めるとともに、関係機関と連携して接種率向上を図ります。
担当課	健康推進課

◆子どもの心と身体の健やかな発達の促進

事業概要	各種健診等において、子どもの発育・発達を確認し、適切な保健指導・栄養指導を行い、子どもの健やかな成長を促します。また、支援が必要な場合は、適切な対応がとれるよう、保健、医療、福祉等の連携強化を図ります。
担当課	健康推進課

◆出産・育児等にかかる経済的負担の軽減

事業概要	出産育児一時金支給事業や出産祝金支給事業、児童手当、育児用品購入補助事業等、各種経済的支援施策の周知を図り、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 また、利用者にとって利用しやすい支援ができるよう、支援内容の検討を進めます。
担当課	子育て支援課、国保年金課

◆子どもはぐくみ医療費助成事業

事業概要	子どもを扶養している保護者に対し、医療費の自己負担分を助成し、子育て世帯の医療費負担の軽減を図ります。
担当課	子育て支援課

4. 基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの確立支援

● 目標の方向性 ●

父親と母親が子育てについて協力し合いながら、喜びと幸せを感じて子育てをすることができるよう、地域住民に対して男女共同参画の意識啓発を行うとともに、企業に向けた働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、意識の醸成を図ります。

①多様な働き方や生活の見直し及び実現の推進

◆企業への働き方の見直しへの広報・啓発

事業概要	施策の方針に沿った具体的な取り組みを進め、固定的な男女の役割分担意識の払しょく等、住民の意識改革のための広報や啓発を積極的に推進していきます。 そのため、広報紙やホームページ等を通じ、「男女が子育てを行う大切さ」の啓発に努めます。 また、講演会等で男女ともに参加できるよう開催日の工夫を行い、広報・啓発活動の充実に努めていきます。 男女がともに充実した家庭・地域・職業生活が送れるよう、事業主への啓発活動を積極的に行っていくとともに、多様な保育サービスの実施等、仕事を持つ保護者に対する育児施策を実施していきます。
担当課	人権課

◆育児休業制度の促進

事業概要	男性を含めた育児休業の取得促進について、関係機関と連携をしながら、制度の定着活用を促します。
担当課	商工観光課

◆男女共同参画意識の形成

事業概要	性別役割分担意識を改めていくため、家庭生活において、男女がともに協力しあう意識の形成に努めます。
担当課	人権課

5. 基本目標5 特別な支援が必要な児童への支援の充実

● 目標の方向性 ●

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児等特別な支援が必要な子どもの施策の充実等、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応のための体制の充実を図ります。また、医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築に努めます。

ひとり親家庭の生活環境の向上を図るため、各種手当や助成等の経済的な支援を行うとともに、ひとり親家庭の抱える特有の課題や複雑困難なケースにも対応できるよう、相談員のスキルアップや関係機関との連携を強化し、相談支援体制を充実します。

①児童虐待防止対策の充実

◆児童虐待防止ネットワークの強化

事業概要	児童虐待を未然に防ぐため、要保護児童対策地域協議会を中心として、福祉・保健・医療・教育等の関係機関と情報共有を図り、連携強化に努めます。
担当課	子ども相談室

◆養育支援訪問の強化

事業概要	養育支援訪問を行う保健師と連携し、支援が必要な家庭を早期に発見して、訪問や指導の実施、家庭相談員による対応を通して虐待防止を推進します。
担当課	子ども相談室

◆児童虐待防止対策の推進

事業概要	要保護児童対策地域協議会において、児童虐待に向けた取り組みを推進します。 また、福祉、保健、医療、教育等の関係機関の連携を強化し、虐待防止と早期発見、予防に努めます。
担当課	子ども相談室

◆児童虐待防止に関する相談体制の整備

事業概要	家庭や保育所、認定こども園、学校、保健師等が関係機関や地域からの虐待についての相談等を受け、速やかな情報収集、子どもの安全確認を行います。 虐待の早期発見・対応が行えるよう体制を充実させるとともに、虐待を受けた子どもの立ち直りや復帰させるために、きめ細かな支援を行います。
担当課	子ども相談室

◆子ども家庭総合支援拠点設置

事業概要	令和3年4月に開設、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援を行います。
担当課	子ども相談室

◆子育て短期支援事業の充実

事業概要	保護者が疾病等で、子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合に児童養護施設等で預かり養育を行います。
担当課	子ども相談室

◆養育支援訪問事業

事業概要	養育に支援が必要な家庭について、出産後に保健師等が訪問し、育児に関する相談、指導、助言等の支援を行います。 また、保健、医療、福祉等の関係機関と連携を図り支援します。
担当課	健康推進課

◆こども家庭センター

事業概要	子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能・役割を維持しながら、組織を一体化した、全ての妊娠・子育て世帯・子どもを対象とした相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置を検討します。
担当課	健康推進課、子ども相談室

◆ヤングケアラーの支援

事業概要	ヤングケアラーの把握に努めると共に、ケアを担う子どもの家庭に適切な支援が行えるよう、関係機関と連携し支援を行います。
担当課	子ども相談室

②ひとり親家庭等への自立支援の推進

◆各種保育サービスにおける支援

事業概要	保育料の負担額を低く設定するなど、経済的負担を軽減させるとともに、各種保育サービスを充実させ、安心して子育てをすることができるよう支援します。
担当課	子育て支援課

◆ひとり親家庭への経済的支援（各種手当等の支援）

事業概要	児童を監護・養育している方に対して児童扶養手当を支給します。 また、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することで、健康の維持・向上に努めます。
担当課	子育て支援課

◆母子父子寡婦福祉資金の貸付相談の推進

事業概要	経済的自立と児童の福祉の向上を図るため、必要な技能習得資金や就学資金制度の周知を図り、支援が必要な方が活用できるよう相談支援の充実を図ります。
担当課	子ども相談室

◆ひとり親家庭への就労支援

事業概要	自立した生活を営むことができるよう、自立支援教育・高等職業訓練事業の活用や、講座の開催、就職相談の実施等、ハローワークと連携して、ひとり親家庭の就労支援を推進します。
担当課	子ども相談室

◆ひとり親家庭に対する相談・支援活動の充実

事業概要	生活状況に応じた様々な相談支援を行うとともに、自立した生活に必要な相談・支援活動の充実を図ります。
担当課	子ども相談室

③障がい児施策の充実

◆障がい児保育の推進

事業概要	保護者と医療、保健、福祉等との連携を強化し、障がいの特性を理解して、個人の能力を伸ばすことのできる保育の実施に努め、必要に応じて加配職員の配置を行います。 また、就学にあたっては、進学先との引継ぎを行うことで、障がいのある子どもが生活しやすいよう配慮します。 インクルーシブ教育の理念に基づき、障がいの有無に関わらず、同じ施設で一緒に育つことができる環境を整えます。
担当課	保育所、認定こども園、社会福祉課

◆障がい・発達障がい等に関する相談体制の整備

事業概要	乳幼児健康診査や相談事業等を通して、発達面で経過観察が必要と判断された乳幼児とその保護者に対して、適切な相談支援を実施し、子育てや子どもの発育・発達に関する不安の軽減を図ります。 また、早期に療育や支援が必要な場合に適切な支援ができるよう、関係機関と連携して支援体制の充実を図ります。
担当課	健康推進課、社会福祉課

◆特別支援教育の推進

事業概要	適切な就学相談に努めるとともに、一人ひとりに応じた適切な支援が図れるよう、特別支援教育支援員を配置するなど、特別支援教育を推進します。 また、特別支援教育支援員の資質・技能向上のため研修を実施し、質の高い特別支援教育の提供に努めます。
担当課	教育委員会

◆放課後児童クラブの障がい児の受け入れの推進

事業概要	発達が気になる児童が、放課後児童クラブの利用を希望する際に受け入れることができるよう、支援員や支援補助員等への研修を充実させ、受け入れ体制の充実を図ります。
担当課	子育て支援課

④子どもの貧困対策のための支援の充実

◆日常生活支援事業の推進

事業概要	日常生活に支障を感じ、一時的に支援が必要な家庭に対し、家庭相談員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。
担当課	子ども相談室

◆放課後児童クラブの保育料の減免

事業概要	放課後児童クラブを利用する際にかかる費用を助成することで、経済的支援の充実を図ります。
担当課	子育て支援課

◆児童扶養手当

事業概要	18歳未満の児童を監護しているひとり親家庭の保護者や養育者に対し、生活の安定と自立を促進するため児童扶養手当を支給します。
担当課	子育て支援課

第5章 重点的な取り組み

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

吉野川市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に対応できるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を次のとおり定めます。

◆教育・保育の支給認定と提供区域

支給認定区分	提供区域	考え方
1号認定(3～5歳:教育)	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
2号認定(3～5歳:保育)		
3号認定(0～2歳:保育)		

◆地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業区分	提供区域	考え方
延長保育事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
放課後児童健全育成事業	市内11区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、小学校区を基準とし、11区域を設定します。
子育て短期支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業		
一時預かり事業		
病児保育事業		
ファミリー・サポート・センター事業		
利用者支援事業		
妊婦健診事業		
乳児家庭全戸訪問事業		
養育支援訪問事業		

2. 幼児期の学校教育・保育

①幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

本市に居住する子どもについて、「現在の幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

(1)保育の必要性の認定区分

3－5歳 幼児期の学校教育（第19条1項1号に該当：教育標準時間認定）

3－5歳 保育の必要性あり（第19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）

0－2歳 保育の必要性あり（第19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

②提供体制の確保の内容及びその実施時期（年度別、施設型給付・地域型保育給付別）

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

教育・保育施設、地域型保育事業の別に設定。

計画期間について、「量の見込み」に対応するよう「確保方策の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

外国にルーツのある児童やその保護者が円滑な教育・保育等の利用が得られるよう、必要に応じて支援を行います。

◆1号認定の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	146	140	136	80	80
②確保方策	148	148	148	123	123
過不足(②-①)	2	8	12	43	43
確保方策の内容	実情に応じた提供体制を整える				

◆ 2号認定の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	632	606	589	630	617
②確保方策	650	650	650	631	617
過不足(②-①)	18	44	61	1	0
確保方策の内容	実情に応じた提供体制を整える				

◆ 3号認定（0歳）の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	81	79	77	31	29
②確保方策	81	81	81	72	72
過不足(②-①)	0	2	4	41	43
確保方策の内容	実情に応じた提供体制を整える				

◆ 3号認定（1・2歳）の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	335	325	321	279	262
②確保方策	346	346	346	329	299
過不足(②-①)	11	21	25	50	37
確保方策の内容	実情に応じた提供体制を整える				

3. 地域子ども・子育て支援事業

①時間外保育事業(延長保育)

◆時間外保育事業(延長保育)の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	345	333	326	321	311
②確保方策	345	333	326	321	311
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

②放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

◆放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の量の見込みと確保方策

単位：人

市域全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	131	152	130	166	162
	2年生	157	127	146	154	149
	3年生	135	137	110	132	131
	4年生	101	99	104	89	92
	5年生	54	71	66	54	54
	6年生	30	31	42	23	24
②確保方策		608	617	598	618	612
過不足(②-①)		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【上浦】の量の見込みと確保方策

単位：人

上浦		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	1	3	2	0	0
	2年生	3	1	3	0	0
	3年生	3	3	1	0	0
	4年生	3	3	2	0	0
	5年生	0	2	2	0	0
	6年生	5	0	1	0	0
②確保方策		15	12	11	0	0
過不足(②-①)		0	0	0	0	0
確保方策の内容		令和4年度末で上浦小学校を休校するため事業廃止				

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【牛島】の量の見込みと確保方策 単位：人

牛島		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	6	5	5	17	13
	2年生	11	7	6	14	15
	3年生	4	9	5	12	11
	4年生	1	2	5	3	7
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
②確保方策		22	23	21	46	46
過不足(②-①)		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【森山】の量の見込みと確保方策 単位：人

森山		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	9	14	13	14	14
	2年生	12	9	13	13	10
	3年生	15	11	8	10	11
	4年生	4	8	5	4	6
	5年生	2	2	3	2	2
	6年生	2	1	1	0	0
②確保方策		44	45	43	43	43
過不足(②-①)		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【飯尾敷地】の量の見込みと確保方策 単位：人

飯尾敷地		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	8	8	9	14	13
	2年生	9	8	8	12	13
	3年生	11	8	7	8	10
	4年生	12	9	7	5	7
	5年生	2	9	6	8	4
	6年生	3	1	6	2	2
②確保方策		45	43	43	49	49
過不足(②-①)		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【西麻植】の量の見込みと確保方策 単位：人

西麻植		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	7	6	6	9	10
	2年生	5	6	5	8	9
	3年生	7	4	5	10	8
	4年生	1	2	1	7	6
	5年生	1	0	1	2	3
	6年生	1	1	0	1	1
②確保方策		22	19	18	37	37
過不足(②-①)		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【鴨島】の量の見込みと確保方策 単位：人

鴨島		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	36	50	42	45	46
	2年生	40	33	46	50	41
	3年生	35	35	30	38	39
	4年生	38	31	31	27	28
	5年生	21	28	23	11	18
	6年生	6	11	15	6	5
②確保方策		176	188	18	177	177
過不足(②-①)		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【知恵島】の量の見込みと確保方策 単位：人

知恵島		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	17	19	10	16	17
	2年生	20	17	19	15	15
	3年生	11	16	14	16	13
	4年生	10	10	14	15	15
	5年生	7	8	8	11	11
	6年生	7	6	8	4	5
②確保方策		72	76	73	77	76
過不足(②-①)		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【川島】の量の見込みと確保方策 単位：人

川島		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	1年生	14	15	16	11	10
	2年生	14	13	14	6	9
	3年生	17	14	13	7	5
	4年生	7	10	9	6	3
	5年生	3	3	5	1	2
	6年生	1	1	1	1	1
②確保方策		56	56	58	32	30
過不足(②-①)		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【学島】の量の見込みと確保方策 単位：人

学島		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	1年生	10	11	5	10	11
	2年生	10	9	10	4	9
	3年生	9	9	8	9	4
	4年生	5	6	6	4	4
	5年生	5	5	5	4	2
	6年生	1	3	2	2	2
②確保方策		40	43	36	33	32
過不足(②-①)		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【山瀬】の量の見込みと確保方策 単位：人

山瀬		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	1年生	12	12	14	15	14
	2年生	13	12	12	18	14
	3年生	15	12	10	13	17
	4年生	8	10	8	7	9
	5年生	6	6	8	5	5
	6年生	3	3	3	5	3
②確保方策		57	55	55	63	62
過不足(②-①)		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【高越】の量の見込みと確保方策 単位：人

高越		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	11	9	8	15	14
	2年生	20	12	10	14	14
	3年生	8	16	9	9	13
	4年生	12	8	16	11	7
	5年生	7	8	5	10	7
	6年生	1	4	5	2	5
②確保方策		59	57	53	61	60
過不足(②-①)		0	0	0	0	0
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

③子育て短期支援事業(ショートステイ)

◆子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保方策 単位：人日

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	12	12	11	11	11
②確保方策	12	12	11	11	11
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

④地域子育て支援拠点事業

◆地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策 単位：人回

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	29,177	28,331	27,847	20,002	21,002
②確保方策	29,177	28,331	27,847	27,041	26,195
過不足(②-①)	0	0	0	7,039	5,193
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

⑤一時預かり事業

◆一時預かり事業（幼稚園一時預かり）の量の見込みと確保方策

単位：人日

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,051	2,925	2,845	700	700
②確保方策	3,051	2,925	2,845	2,833	2,753
過不足(②-①)	0	0	0	2,133	2,053
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

◆一時預かり事業（幼稚園一時預かり以外）の量の見込みと確保方策

単位：人日

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	707	682	668	490	490
②確保方策	707	682	668	657	637
過不足(②-①)	0	0	0	167	147
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

⑥病児保育事業

◆病児保育事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	556	536	524	131	170
②確保方策	556	536	524	515	500
過不足(②-①)	0	0	0	384	330
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

⑦ファミリー・サポート・センター事業

◆ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	32	32	31	158	166
②確保方策	32	32	31	158	166
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

⑧利用者支援事業

◆利用者支援事業の量の見込みと確保方策

単位：か所

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	1	1	1
②確保方策	0	0	1	1	1
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
確保方策の内容	母子保健型として、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点とともに設置を検討していく				

⑨妊婦健診事業

◆妊婦健診事業の量の見込みと確保方策

単位：人回

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,865	2,790	2,700	2,450	2,400
②確保方策	2,865	2,790	2,700	2,450	2,400
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

⑩乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	245	239	231	200	200
②確保方策	245	239	231	200	200
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

⑪養育支援訪問事業

◆養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	33	32	31	48	50
②確保方策	33	32	31	48	50
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

4. 新・放課後子ども総合プラン

「新・放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭の支援と次代を担う人材を育成するため、すべての小学生を対象に放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の受け皿の拡大及び、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子供教室の一体的な実施を目的として国が定めました。本市でも国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき事業を実施していきます。

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の年度ごとの量の見込み及び目標整備量

整備量は現在すでに 672 人の児童受け入れが可能な教室数を整備しており、今後も児童数の増加に伴って教室整備を行う予定です。

◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保の内容 単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	131	152	130	166	162
2年生	157	127	146	154	149
3年生	135	137	110	132	131
4年生	101	99	104	89	92
5年生	54	71	66	54	54
6年生	30	31	42	23	24
低学年	423	416	386	452	442
高学年	185	201	212	166	170
合計	608	617	598	618	612

②一体型の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子供教室の令和3年度に達成されるべき目標事業量

◆放課後子供教室 目標事業量 単位：か所

放課後子供教室	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	1	1	1	1	1
一体的な実施か所数	1	1	1	1	1
考え方	今後新たな放課後子供教室が開設された場合には、一体的な実施ができるよう検討していく				

③放課後子供教室の令和6年度までの実施計画

放課後子供教室を実施できるよう、地域の方の理解と協力のもと、事業の充実を図ります。

④放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子供教室の一体的または連携による具体的な方策

今後のニーズに応じて新たに設置が必要となった場合には、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子供教室の実施事業者と連携することで、一体型もしくは連携型での事業を推進します。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子供教室への活用

公民館や学校敷地、閉園となった幼稚園等の利活用を推進し、関係各所の理解のもと、放課後児童クラブや放課後子供教室に参加する児童数に対応した施設整備を推進します。

⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は子育て支援課、放課後子供教室は教育委員会が実施しており、情報共有を中心とした連携強化を推進し、学校や地域の方の協力のもと、引き続き事業を推進していきます。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）では1クラスにつき2名の放課後児童支援員等の配置を行っていますが、特別な配慮を必要とする児童数や状況に応じて放課後児童支援員等の加配を引き続き行います。

⑧地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の開設時間の延長に係る取り組み

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）では午後6時に閉所していますが、地域の状況に応じて、開設時間を延長して対応します。

⑨放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割をさらに向上していくための方策

放課後児童支援員等資質向上研修会や市支援員連絡協議会等を活用し、積極的な研修への参加を促すことで個々の能力向上の図り、また支援員への指導を行います。

⑩放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

利用者の保護者には学童だよりを発行しており、育成支援内容の周知に努めています。また、保護者会や運営委員会に地域住民を構成委員の一員とすることで地域との連携を図っています。

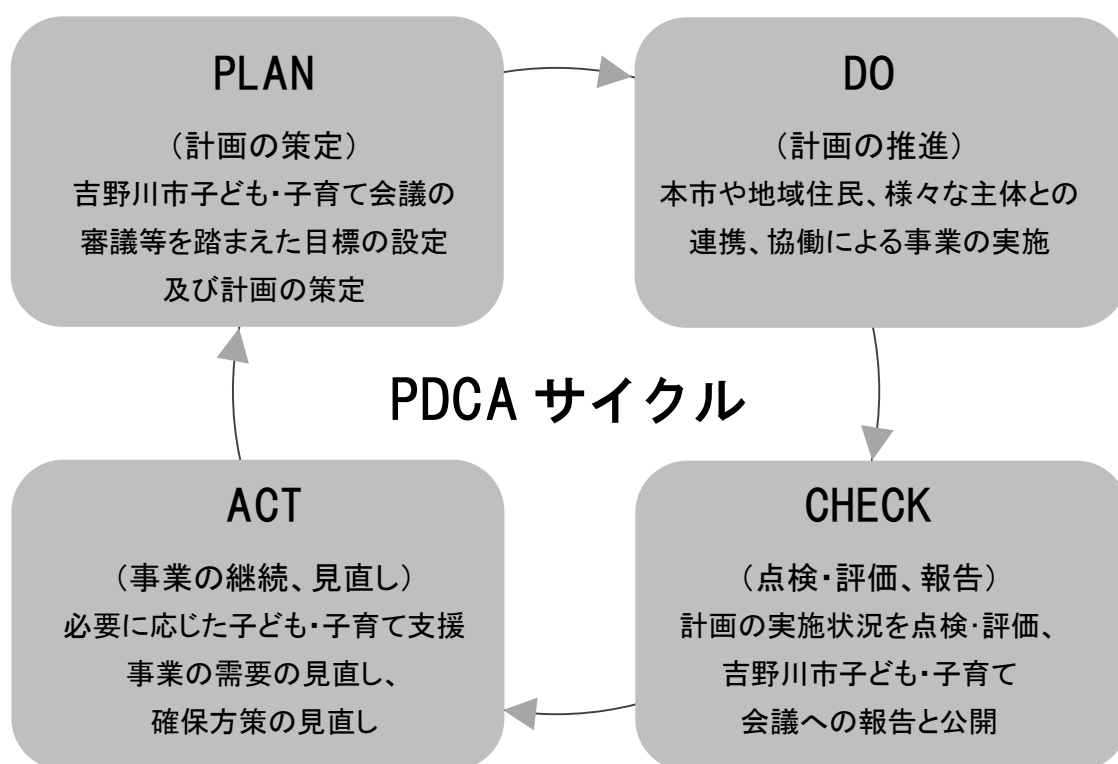
第6章 計画の推進

1. 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所、認定こども園等、子ども・子育て支援事業者、学校、企業、地域住民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

2. 計画の評価・検証等

本計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、この取り組みを評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を各年度で行い施策の改善につなげます。



資料編

1. 吉野川市子ども・子育て会議開催経過

年度	日程	検討内容
平成 30 年度	第 13 回 平成 31 年 3 月 13 日 (水曜日)	(1) 平成 31 年度地域子ども・子育て支援事業提供体制等について (2) 平成 31 年度教育・保育施設の提供体制等について (3) 認定こども園整備の進捗状況について (4) 子ども・子育て支援ニーズ調査について (5) その他
	ニーズ調査の実施 【調査期間】平成 31 年 1 月 11 日(金曜日)～平成 31 年 1 月 31 日(木曜日)	
令和 元 年度	第 14 回 令和元年 7 月 18 日 (木曜日)	(1) 令和元年度子ども・子育て支援事業利用状況等について (2) 令和元年度教育・保育施設の入所状況等について (3) 令和 2 年度教育・保育施設の申込時期等について (4) 認定こども園整備の進捗状況について (5) その他
	第 15 回 令和元年 10 月 23 日 (水曜日)	(1) ニーズ量調査の結果報告について (2) 子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について (3) その他
	第 16 回 令和元年 12 月 16 日 (月曜日)	(1) 吉野川市子ども・子育て支援事業計画の素案について (2) その他
	パブリックコメントの実施 【意見募集期間】令和 2 年 1 月 6 日(月曜日)～令和 2 年 2 月 4 日(火曜日)	
	第 17 回 令和 2 年 2 月 26 日 (水曜日)	(1) 吉野川市子ども・子育て支援事業計画(最終案)について (2) 令和 2 年度教育・保育施設の申込み状況について (3) 認定こども園整備の進捗状況について (4) その他

2. 吉野川市子ども・子育て会議委員名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
1	香川 節子	NPO 法人子育て支援ネットワーク とくしま会員・お話グループみるく代表	子育て支援団体
2	中西 渉 【第13回～第15回】	吉野川市子育て応援団団長	子育て支援団体
3	笠井 幸宏 【第13回】 ----- 大塚 勉 【第14回～第17回】	吉野川市社会福祉協議会事務局長	福祉事業関係者
4	井内 衡 【第13回～第15回】	吉野川市主任児童委員協議会会長	福祉事業関係者
5	佐藤 太	吉野川市PTA連合会会長	子育て中の保護者
6	高橋 淳子 【第13回】 ----- 山本 泰子 【第14回～第17回】	吉野川市児童館連絡協議会会長	福祉事業関係者
7	加美 大輔	連合徳島中央地協中部地区協議会事務局長	労働組合の代表
8	石川 みよし	吉野川市放課後児童クラブ代表	子育て中の保護者
9	笠井 麗子	知恵島小学校放課後子供教室代表	教育支援関係者
10	山賀 杏子	私立認定こども園代表	児童福祉事業関係者
11	三木 大五郎	私立認定こども園代表	児童福祉事業関係者
12	多田 和子	私立保育所代表	児童福祉事業関係者
13	樽見 義	私立保育所代表	児童福祉事業関係者
14	南本 竜男	公募委員	
15	井内 真理子	公募委員	

※敬称略

3. 子ども・子育て会議条例

○吉野川市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 24 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、吉野川市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、新たに委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第5条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、意見又は説明の聴取、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第6条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を分掌させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(吉野川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 吉野川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年吉野川市条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	6,200 円
-------------	---------

4. 用語解説

あ行

○医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障がいがある子ども、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいがある子どものこと。

か行

○家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。家庭的保育者（保育ママ）の居宅その他様々なスペースで行う。定員は、家庭的保育者1人につき、5名（補助者ありの場合）以下。

○教育・保育施設

幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設）・保育所のこと。

○協働

まちづくりの共通目標（本計画においては、基本目標「子どもも親も みんな笑顔で 夢紡ぐまち 吉野川」）を達成するために、多様な主体がそれぞれの役割と責務を認識しながら、それぞれの特性や資源等を活かしつつ対等な立場で、協力・連携してより大きな成果を創り出すこと。

さ行

○支給認定

施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園・保育所へ通園・通所または通園・通所希望する児童の区分（次の3区分）についての「認定」で、保護者の申請に基づき、「認定」は市が行う。

1号認定	教育標準時間認定（主に認定こども園、幼稚園を利用）
2号認定	満3歳以上保育認定（主に認定こども園、保育所を利用）
3号認定	満3歳未満保育認定（主に認定こども園、保育所、地域型保育事業を利用）

○施設型給付

幼稚園・認定こども園・保育所に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。

○市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。

○出生率

一定期間の出生数の、人口に対する割合のこと。一般には、人口1,000人当たりの1年間の出生数の割合をいう。

た行

○地域型保育

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

や行

○幼児教育アドバイザー

幼児教育や保育について専門的な知見や豊富な実践経験を有する者のこと。担当区域の就学前教育・保育施設を訪問し、教育・保育内容や指導方法、指導環境の改善について助言・指導を行う。

○要保護児童対策地域協議会

虐待や非行など、様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的とし、児童福祉法に基づいて設置された協議会のこと。児童相談所や福祉事務所、学校・教育委員会・警察など地域の関係機関によって構成されており、支援を必要とする子どもの適切な保護を図るために必要な情報の共有を行うとともに、支援の内容に関する協議を行う。

わ行

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

吉野川市

子ども・子育て支援事業計画

発行：吉野川市 健康福祉部 子育て支援課

〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1

電話 0883-22-2266

FAX 0883-22-2245

発行年月：令和2年3月 （令和5年4月改訂）